

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p><b>第一 中期目標の期間</b> 平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの六年間とする。</p>	<p><b>第一 中期計画の期間</b> 平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの六年間とする。</p>
<p><b>第二 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果・内容等に関する目標</p> <p>ア 学士課程 (No.1)</p> <p>自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う教養教育と、各学部の教育目標や特色を生かして専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。その一環として、学部ごとに必要な達成目標を定め、学修成果の向上を図る。</p> <p>地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、地域に根ざした実学・実践重視の教育を行う。</p> <p>三学部の連携により学際的な領域の教育に取り組むとともに、各学部の特性を生かした他教育機関や研究機関等との連携や産官民との連携を通じて、学生の多様な教育機会の確保を図る。</p> <p>(ア) 国際政策学部 (No.2)</p> <p>国際政策学部では、グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化及び産業を豊かにして地域の活力をつくる人材並びにアジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p> <p>Next○行動計画に従って、コース導入の理念を踏まえた教育を実施する。</p> <p>(イ) 人間福祉学部 (No.3)</p> <p>人間福祉学部では、深い共感的理解、問題解決への知的探究心及び協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生き生きと生活できる地域社会、即ち「福祉コミュニティ」づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p>	<p><b>第二 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全学共通の「学士力」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る。</li> <li>2. 科目ナンバリング制を導入し、学部ごとに学修成果の達成目標を設定する。</li> <li>3. COC+事業等を通じて、学部間及び他教育機関、研究機関等、産官民との連携強化を推進するとともに、サービスラーニング科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、体験型のアクティブラーニング教育を全学的、学際的に実施する。</li> </ol> <p>(ア) 国際政策学部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 社会のグローバル化に対応して、問題解決能力の育成をより重視したカリキュラム再編成を早期に実施するとともに、行動する国際人を目指して半数以上の学生に地域や海外に出て行う学習を経験させる。また、英語教育においては、中期計画期間中に4年次後期において学生の半数がTOEIC650点以上を、そのうちの二十パーセントは800点以上を獲得することを目指す。</li> <li>5. 育成する人材像をより明確化し、地域マネジメント、国際ビジネス・観光、国際コミュニケーションの3コース及び、副専攻コースを設置するとともに、多様な教育課程に対応するため組織の改編を行う。</li> </ol> <p>(イ) 人間福祉学部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。新卒者の社会福祉士国家試験の合格率について六十パーセント以上を達成し、精神保健福祉士国家試験の合格率について百パーセントを目指す。</li> </ol>

<p style="text-align: center;"><b>第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画</b></p>
<p><b>(ウ)看護学部 (No.4)</b> 看護学部では、人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力及び専門的職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。看護師、保健師及び助産師の国家試験合格率については、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p> <p><b>イ 大学院課程 (No.5)</b> 地域ニーズや時代の変化、学問の進展に的確に対応するため、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織の在り方について積極的に検討を進める。 看護学研究科では健康と福祉の向上に寄与する専門領域のスペシャリストの育成と教育研究者の育成の観点から、教育課程の充実改善を図る。</p> <p><b>ウ 入学者の受け入れ (No. 6)</b> 県立大学にふさわしい優秀な学生を受け入れるために、大学の教育研究活動について関係者への周知を図るとともに、多様な能力・意欲・適性を総合的に評価・判定し、社会人も考慮した入学者選抜を実施し、随時見直し、及び改善を図る。</p> <p><b>エ 成績評価等 (No. 7)</b> 学士課程においては、授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行い、学生の単位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。 大学院課程においては、授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施し、修了時の質の保証を確保する。</p> <p><b>(2) 教育の実施体制等に関する目標 (No. 8)</b> より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント活動）を引き続き積極的に進めるとともに、教員の教育活動を定期的、かつ、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。</p>	<p><b>(ウ) 看護学部</b></p> <p>7. 看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門的職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を達成する。</p> <p><b>イ 大学院課程</b></p> <p>8. 学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現に向けた取組を積極的に進める。 9. 看護学研究科では社会人学生の生活実態に即した学修環境を整備するとともに、スペシャリストの育成・教育研究者の育成のために、3つのポリシーの検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。</p> <p><b>ウ 入学者の受け入れ</b></p> <p>10. 大学の魅力を発信するとともに、学力以外の能力（思考力・判断力・表現力等）を重視する入試方法の工夫や給費奨学金制度の導入等により、留学生や社会人を含み幅広く優秀な学生を受入れ、安定した定員充足を維持する。 11. 全学AOセンターを早期に設置し、入学者選抜の実施体制を整備するとともに、入試方法や入試結果に関する追跡実証研究を行うなど、高大接続改革実行プランに基づく入試改革を推進する。</p> <p><b>エ 成績評価等</b></p> <p>12. GPAを本格的に実施するとともに、基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質保証の改善を図る。 13. 学びの技法の教育法を習得するFDワークショップの開催等を通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を開発・実践する。</p> <p><b>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>14. これまでの全学的なFDの実績を踏まえ、さらに課題別、テーマ別の研修会を新たに導入・実施するとともに、「大学コンソーシアムやまなし」等を通じて、広域ネットワークを活用した教職員のFDあるいはSDの組織化を実現する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p><b>(3) 学生の支援に関する目標</b></p> <p><b>ア 学習支援 (No. 9)</b>  すべての学生（外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。）が学習しやすい環境をつくるため、学習相談体制を整備するとともに、教職員と学生のコミュニケーションを促し、学生からの要望を反映させる体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。  すべての学生の自主的な学習を促進するための仕組みを一層充実させる。</p> <p><b>イ 生活支援 (No. 10)</b>  すべての学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図る。  経済的に困窮している学生の支援のため、経済的理由による授業料の減免等について一層の充実を図る。</p> <p><b>ウ 就職支援 (No. 11)</b>  すべての学生に対してキャリアサポートセンターを中心として、就職支援体制を強化することにより就職率（就職者数／就職希望者数）百パーセントを目指す。</p> <p><b>2 研究に関する目標</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 (No. 12)</b>  公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組む。  各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保し、地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会への還元に努める。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</b></p> <p><b>ア 研究実施体制等の整備 (No. 13)</b>  社会的、地域的に要請の高い研究や学術的に重要性の高い研究等の中から重点研究課題を選定し、当該選定課題に対し、研究費の重点的配分等、弾力的な研究実施体制を確保する。目指すべき研究水準及び研究成果が達成できるよう柔軟に研究者を配置するとともに、民間企業や地方自治体等との研究者交流を進める。  分野の違いを越えて取り組む独創的なプロジェクト研究を育成、推進する。  研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を充実</p>	<p><b>(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>ア 学習支援</b></p> <p>15. すべての学生（外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。）が学習しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学習相談体制をさらに進展させるとともに、両キャンパスにおいて学生の自主的な学びと相談の場（ラーニングコモンズ）等を整備する。</p> <p>16. 学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。</p> <p><b>イ 生活支援</b></p> <p>17. すべての学生が安全にかつ安心してキャンパス生活を過ごすために、中期計画期間中に学生支援体制に係る情報や組織の一元化を目指すとともに、相談に適した環境整備を行い、学生に関する支援制度を充実する。</p> <p>18. 経済的困窮者に対する授業料減免措置（定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率）を2%から4.4%以上に拡充して、意欲ある学生を経済的に支援する。</p> <p><b>ウ 就職支援</b></p> <p>19. 個々の能力・適性に応じた就職が可能となるよう、すべての学生に対して、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行い、就職率（就職者数／就職希望者数）百パーセントを目指す。</p> <p><b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>20. 「大学が地域を変える、社会を変える」の方針のもと、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究を推進し、その成果を公表する。また、学外委員を含めた研究評価委員会を設置し、組織的な研究成果を評価する。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>ア 研究実施体制等の整備</b></p> <p>21. 強力かつ効率的な地域研究拠点を形成するために、COC事業の終了時には既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターを統合するとともに、学外委員も含めて地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に選定し、実施する。</p> <p>22. 研究倫理を保持するための管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、利益相反等に関する基本的な方針についても企画・立案し、実施する。</p>

<p style="text-align: center;"><b>第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画</b></p>
<p>させる。 多様なニーズに応える研究を支援するための組織や仕組みを整備するとともに、外部の競争的研究資金を獲得するための支援体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p> <p><b>イ 研究活動の評価及び改善 (No. 14)</b> 研究の経過や成果などの研究活動を評価し、評価情報を公表する体制とともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを、維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p> <p><b>3 大学の国際化に関する目標 (No. 15)</b> 国際教育研究センターを中心として、教育、研究その他大学運営全体について、国際的な協力・交流を積極的に進め、大学全体の国際化をすすめる。 外国の大学等との国際交流協定の拡大などにより、海外留学や外国人留学生の受け入れなどについて、達成すべき具体的目標を定め、実施する。 大学の国際化や教育内容の充実、研究水準の向上のため、外国の大学等との教育・学術交流や国際共同研究など教職員の国際交流を推進するとともに、外国人教員の比率を計画的に向上させる。</p>	<p>23. 本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。 24. 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を継続する。</p> <p><b>イ 研究活動の評価及び改善</b> 25. 教員の研究業績評価を定期的実施し、その結果を公表する。 26. 外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員に研究費の増額や学長表彰等のインセンティブを付与する。</p> <p><b>3 大学の国際化に関する目標を達成するための措置</b> 27. 国際政策学部内組織である国際教育研究センターについて、その実績を踏まえながら平成30年度を目途に全学組織化し、留学や海外研修に関する支援措置を拡充し、学生及び教職員の外国大学との交流を推進する。 28. 中期計画期間中に交換留学協定校を8校以上に拡大させることなどにより、交換留学による海外留学と外国人留学生の受け入れ人数を倍増(1.2人)させる。 29. クォーター制や秋入学制の導入などグローバルスタンダードに即した教育システムの改革について積極的に検討するとともに、外国人教員の比率(外国人教員数/専任教員数)を中期計画期間中に倍増(6.6%)させる。</p>
<p><b>第三 地域貢献等に関する目標 (No. 16)</b> 地域貢献の窓口である地域研究交流センター等を中心に、COC事業、COCプラス事業等の実施を踏まえ、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する取り組みを全学挙げて積極的に推進する。</p> <p><b>1 社会人教育の充実に関する目標 (No. 17)</b> 社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、必要なときにいつでも学ぶことのできる体制を整備し、観光その他県内産業で働く社会人のニーズに合致した公開講座や子育て支援者の養成講座の開催等をはじめ、資格取得にもつながる生涯学習支援やリカレント教育を積極的に行う。</p>	<p><b>第三 地域貢献等に関する目標を達成するための措置</b> 30. 地域研究交流センターの運営体制を充実強化するとともに、多様な地域課題に対応した学内外に対する組織的・協働的な教育プログラムや研究を計画的に実施する。 31. 看護実践開発研究センターにおいて、認定看護師の需要を見極めながら、その育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供する。</p> <p><b>1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置</b> 32. 観光産業をはじめ、県民の社会人学び直し事業を制度化し、学内外の人材を活用した社会人教育の充実を図る。また、子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつながるリカレント教育を行う。</p>

### Ⅲ 事前評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標期間の4年経過時における、中期目標の進捗状況及び達成の見込みを調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、次期中期目標策定及び中期目標期間評価を実施する。
- ④ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

### 3 評価を受ける法人における留意事項

- (1) 法人の業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期目標等の達成状況など、法人自ら説明責任を果たすことを基本とする。
- (2) 達成状況を客観的に示すため、できる限り数値目標等の指標を設定することとする。また、定性的指標となる場合は、達成状況が明確になるよう工夫することとする。
- (3) 法人における自己点検・評価の視点と体制

#### ①視点

県民の視線に留意し、自己点検・評価に用いる指標や評価結果等、できる限り分かりやすく説明することとする。

#### ②体制

目標達成に係る組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立することとする。

### 4 評価の留意事項

- (1) 評価に関する作業が、法人の過度の負担とならないよう留意する。
- (2) 評価結果を決定する際は、評価の透明性・正確性を確保するために、法人からの意見申し出の機会を設ける。

### 5 その他

本評価基本方針は、必要に応じて、評価委員会での協議を経て見直すことができるものとする。

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p><b>2 地域との連携に関する目標 (No. 18)</b>  山梨県や県内市町村、企業、NPO法人などとの主体的・組織的な連携を深め、交流を進めるとともに、少子高齢化、人口減少等を始めた地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域と連携したプロジェクトを推進し、大学の知的資源を活用した支援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。  また、地域の国際化や国際交流に係る活動を支援し、多文化共生の社会づくりに貢献する。</p> <p><b>3 教育現場との連携に関する目標 (No. 19)</b>  幼稚園、小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携を始めとする学校教育全体との連携を推進する。</p> <p><b>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標 (No. 20)</b>  保健・医療・福祉の向上や地域振興など、社会の変化に応じて地域が抱える諸課題の解決に貢献できる優秀な人材を地域に供給するため、県内就職の促進に向けた取り組みを行う。  国際政策学部、人間福祉学部については、卒業生の県内企業等への就職について、達成すべき具体的目標を定め、実施する。  看護学部については、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上の県内医療機関等への就職を達成する。</p>	<p><b>2 地域との連携に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>33. 県や自治体、企業、各種団体などと連携し、地域のシンクタンクとしての役割を果たすために、地域課題をはじめ、国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供を積極的に行う。</p> <p>34. 産学官民の連携強化により、県内在住外国人のための日本語学習支援など地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。</p> <p><b>3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>35. 学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行う。また、出前授業や一日大学体験などを実施し、高大連携を推進する。山梨県及び国立大学法人山梨大学との連携協定に基づき設立した一般社団法人「大学アライアンスやまなし」の事業活動を展開するとともに、国において検討が進められている大学等連携推進法人（仮称）の全国初の認定を目指す。</p> <p><b>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>36. 県内外の12大学とともに、COC+事業の推進に取組み、県をはじめとする19の参加自治体及び15の参加団体・法人などとの強固な連携のもと、県内、県外出身を問わず、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、ふれあいの場を数多く設けるなど、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、県内就職に関する情報提供や就職支援を行う。その結果として、中期計画期間中に国際政策学部においては県内就職率四十五パーセント以上を達成し、人間福祉学部においては、県内就職率五十パーセント以上を達成する。また、看護学部においては、中期計画期間中に県内就職率五十五パーセント以上を達成する。</p>
<p><b>第四 管理運営等に関する目標</b></p> <p><b>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p>(1) <b>運営体制の改善に関する目標 (No. 21)</b>  社会環境の変化等に対応して大学の機能を最大限発揮できるよう、理事長のリーダーシップの下で戦略的に大学をマネジメントできる、ガバナンス体制を整備する。</p>	<p><b>第四 管理運営等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) <b>運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>37. 理事長のリーダーシップの発揮と責任あるガバナンス体制の確立のため、理事長選考方法の見直しを行う。</p> <p>38. 理事長のリーダーシップの下で、ガバナンス機能を強化するために、両キャ</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p>(2) <b>人事・教職員等配置の適正化に関する目標 (No. 22)</b>            柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。            学外の人材や多様な任用方法の活用等により、専門性の高い人材を確保・育成するとともに、全学的な観点から適正に教職員等を配置し、組織の活性化を図る。            教育研究活動の活性化を図るため、教職員等の業績を適切に評価し、その結果を給与等に反映できる仕組みを構築する。</p> <p>(3) <b>事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標 (No. 23)</b>            専門知識・能力を有する人材を確保・育成し、事務局機能の高度化、効率化を一層推進する。            職員の職務能力開発のための組織的な取り組み（スタッフ・ディベロップメント活動）を積極的に推進する。</p> <p><b>2 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p>(1) <b>外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 (No. 24)</b>            運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充等、自己収入の増加のための組織的な活動に取り組む。</p> <p>(2) <b>学費の確保に関する目標 (No. 25)</b>            授業料等学生納付金については、公立大学の役割、優秀な学生の獲得や適正な受益者負担等の観点及び社会情勢等を勘案し、適正な水準を維持する。</p> <p>(3) <b>経費の抑制に関する目標 (No. 26)</b>            予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化などを進めるとともに、教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化等を進め、経費の抑制を図る。</p> <p>(4) <b>資産の運用管理の改善に関する目標 (No. 27)</b>            全学的かつ経営的視点から、施設・設備等の効率的活用を進めるとともに、</p>	<p>ンパスの有機的連携を図りながら大学の戦略的運営のための補佐体制を整備する。</p> <p>(2) <b>人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>39. 全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。</p> <p>40. 組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。</p> <p>41. 教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。また、職員についても、人事評価を実施し、その結果を給与等に反映する。</p> <p>(3) <b>事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>42. 採用計画に基づき、中期計画期間中に職員のプロパー化を進める。</p> <p>43. 効率的・合理的な事務執行のため、課長会議の場を活用して、随時事務組織及び業務分担の見直しについて検討を行う。</p> <p>44. プロパー職員のキャリアパスを策定するとともに、学内外の研修への参加、他大学と連携したネットワーク型SDを活用した体系的で実践的な研修制度を構築し、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員を育成する。</p> <p><b>2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) <b>外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>45. 科学研究費補助金への申請率を向上させ、またより大型の研究プロジェクトの申請を奨励することにより、全体の採択件数及び獲得額の増加を図る。中期計画期間中に、申請件数95件、採択件数45件を目指す。</p> <p>(2) <b>学費の確保に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>46. 授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。</p> <p>(3) <b>経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>47. 管理的業務の一元化等によって経費の削減を実施する。</p> <p>(4) <b>資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>48. 施設・設備等の利用状況を適切に把握し、より効率的な活用を図るとともに、</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p>金融資産については、安全確実な運用を行う。</p> <p><b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 (No. 28)</b>            教育研究活動及び業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を速やかに公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。</p> <p><b>4 その他業務運営に関する目標</b></p> <p>(1) <b>情報公開等の推進に関する目標 (No. 29)</b>            公立大学法人としての社会への説明責任を果たし、広く県民の理解を得るため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行う。</p> <p>(2) <b>施設・設備の整備・活用等に関する目標 (No. 30)</b>            良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適切な整備・維持管理を行うとともに、有効活用を図る。</p> <p>(3) <b>安全管理等に関する目標 (No. 31)</b>            学内の安全と衛生の確保及び災害発生時など緊急時のリスク管理のための体制を整備するとともに、個人情報の保護など情報に関するセキュリティを確保する。</p> <p>(4) <b>社会的責任に関する目標 (No. 32)</b>            法令遵守の徹底と人権尊重や男女共同参画の推進、環境への配慮など、公立大学法人としての社会的責任を果たす体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p>	<p>金融資産については、安全確実な運用を行う。</p> <p><b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>49. 自己点検・評価システムの検証・見直しを実施し、法人経営と教学経営の双方の観点から自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表し、改善を図る。</p> <p><b>4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) <b>情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>50. 大学ポートレートに参加するとともに、地（知）の拠点整備事業等の成果を積極的に発信・提供する。</p> <p>51. 大学の広報体制を整備し、ホームページの内容の充実を図るとともに、大学の運営状況をはじめ教職員や学生の教育研究成果を国内外に積極的に発信・提供する。</p> <p>(2) <b>施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>52. 効果的・効率的な教育研究環境を維持するため、計画的に施設・設備の修繕を実施する。</p> <p>53. 大学の施設等を大学の運営に支障のない範囲で地域社会に開放する。</p> <p>(3) <b>安全管理等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>54. 学内の安全と衛生を確保するため、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。また、学内外の安全・安心な教育環境を確保するために、各種の災害、事件、事故に対する学外も含めたリスク管理を強化・充実するとともに、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施する。</p> <p>(4) <b>社会的責任に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>55. 法令遵守、人権尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮などへの意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。</p>
	<p>第五以降 略</p>



## 公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針

平成22年8月25日  
山梨県公立大学法人評価委員会決定

山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的事項を定める。

### 1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成状況及び中期計画の実施状況を確認することにより評価する。
- (2) 法人が自主的に行う業務運営等の改善や継続的な質的向上に資するとともに、次期中期目標、中期計画の検討に資する評価とする。
- (3) 法人化を契機とした、特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組や、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化など、特色ある取組や工夫を積極的に評価する。
- (4) 評価の一連の過程を通じて、法人の状況をわかりやすく示し、県民をはじめ社会への説明責任を果たす評価とする。

### 2 評価の方法

- (1) 評価は法人の自己点検・評価をもとに実施する。
- (2) 各事業年度における業務の実施に関する評価（以下「年度評価」という。）と中期目標期間における業務の実績評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。  
また、中期目標期間の4年経過時に、次期中期目標の策定に反映させるため、中期目標期間評価の事前評価（以下「事前評価」という。）を行う。
- (3) 各評価は、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

#### I 年度評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期計画等の実施状況を調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ③ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

#### II 中期目標期間評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成状況を調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

## 公立大学法人山梨県立大学の各事業年度の業務実績評価実施要領

平成22年8月25日  
山梨県公立大学法人評価委員会決定  
平成29年7月13日  
一部改正

「公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

### 1 評価の方針

- (1) 年度評価は、中期目標の達成及び中期計画の実施に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。
- (2) 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎となることに留意する。
- (3) 教育研究の年度評価に当たっては、その特性に配慮した評価を行う。
- (4) 年度評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の事項を考慮する。
  - ① 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。
  - ② 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
  - ③ 法人の更なる発展のため、次期の中期目標・中期計画の見直しの検討に資するものとする。
  - ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は、生じるおそれがある場合には、その理由（外的要因を含む）についても明らかにするものとする。
  - ⑤ その他法人を取り巻く諸事情を考慮するものとする。

### 2 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画について法人が自己点検・評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。
- (3) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。
- (4) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

### 3 項目別評価の具体的方法

- (1) 項目別評価は、次の小項目、大項目に区分して行う。
  - ① 小項目は、②の大項目に係る年度計画記載項目とする。

② 大項目は、中期目標の区分を踏まえ、次の11項目とする。

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
  - － 1 教育に関する目標
    - － (1) 教育の成果・内容等に関する目標 [1]
    - － (2) 教育の実施体制等に関する目標 [2]
    - － (3) 学生の支援に関する目標 [3]
  - － 2 研究に関する目標
    - － (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 [4]
    - － (2) 研究実施体制等の整備に関する目標 [5]
  - － 3 大学の国際化に関する目標 [6]
- II 地域貢献等に関する目標 [7]
- III 管理運営等に関する目標
  - － 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標 [8]
  - － 2 財務内容の改善に関する目標 [9]
  - － 3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 [10]
  - － 4 その他業務運営に関する目標 [11]

(2) 項目別評価は次の手順で行う。

① 法人による自己点検・評価

○ 法人は、小項目ごとに、業務実績をⅠ～Ⅳの4段階で自己評価し、計画の実施状況及び判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。

評価は以下を基準として行う。

Ⅳ：年度計画を上回って実施している

Ⅲ：年度計画を順調に実施している

Ⅱ：年度計画を十分には実施していない

Ⅰ：年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。

○ また、業務実績報告書には、大項目ごとに、特記事項として以下の項目を記載する。

ア 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した財政、組織、人事などの面での特色ある取組

イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

ウ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

エ 中期目標の未達成な事項の状況や、達成に向けて支障が生じている（又は生じるおそれがある）場合は、その状況、理由（外的要因を含む）など

オ 当該年度以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果など

② 評価委員会による法人の自己点検・評価の検証・評価

評価委員会は、業務実績報告書に基づき、法人からのヒアリング等を通じ、業務の実績等について調査・分析の上、法人の自己点検・評価を検証し、年度計画の達成状況について上記の4段階で評価を行う。

特に、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示す。

### ③ 評価委員会による大項目の評価

業務実績報告書の検証を踏まえ、大項目ごとの達成状況について、以下のとおりS～Dの5段階で評価するとともに、その判断理由のほか、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

S：特筆すべき進行状況にある（評価委員会が特に認める場合）

A：計画どおり進んでいる（すべてⅢ～Ⅳ）

B：おおむね計画どおり進んでいる（Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上）

C：やや遅れている（Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満）

D：重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）

※上記の判断基準は、計画の進行状況を判断する際の目安であり、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

## 4 全体評価の具体的方法

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の進捗状況について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、法人化を契機とした、特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組や、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化など、特色ある取組や工夫を積極的に評価する。

## 5 年度評価のスケジュール

基本的に次のスケジュールにより実施する。

6月末まで 法人が業務実績報告書を評価委員会に提出

7月～8月 評価委員会による調査・分析（ヒアリングを含む）

評価案の策定

評価案に対して法人からの意見申し出の機会の設定

評価結果の決定、法人への通知、知事への報告

9月 評価結果の議会への報告、公表

## 6 その他

(1) 年度評価に係る業務実績報告書及び評価書の様式は、別紙のとおりとする。

(2) 本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正を加えるものとする。

また、本実施要領については、各年度評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善を図るものとする。

公立大学法人山梨県立大学

第2期中期目標期間の  
業務実績に関する事前評価結果

令和2年11月

山梨県公立大学法人評価委員会

# 目 次

	頁
1 はじめに	2
2 全体評価	
(1) 第2期中期目標の進捗状況に係る全体的な所見	2
(2) 判断理由	2
(3) 次期中期目標期間に取り組むべき基本的な方向性	3
3 項目別評価	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	
1 教育に関する目標	
(1) 教育の成果・内容等に関する目標	4
(2) 教育の実施体制等に関する目標	5
(3) 学生への支援に関する目標	5
2 研究に関する目標	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	6
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標	7
3 大学の国際化に関する目標	7
II 地域貢献等に関する目標	8
III 管理運営等に関する目標	
1 業務運営の改善及び効率化に関する目標	9
2 財務内容の改善に関する目標	9
3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	10
4 その他業務運営に関する目標	11
参 考	
用語注釈	12
委員構成	13
委員会開催状況等	13
山梨県公立大学法人評価委員会事務局	14
公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針	15
公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領	17

## 1 はじめに

山梨県立大学は、平成22年4月1日に公立大学法人山梨県立大学に移行し、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」として、大学の自治及び学問の自由を尊び、独立自尊の精神の下、地域社会から世界にまで貢献する大学を目指している。

山梨県公立大学法人評価委員会は、この大学を運営する公立大学法人山梨県立大学による業務実績について、専門的、客観的かつ中立公正な評価を行うことを使命として設置されたものである。

当委員会は、「公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針」（平成22年8月25日制定）に基づき、平成28年度から開始された第2期中期目標期間の5年目に当たる今年度、第2期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価（以下「事前評価」という。）を行った。

当委員会の行う事前評価が、公立大学法人山梨県立大学の業務運営の改善を促し、第2期中期目標期間において、更なる業務内容の質的向上、業務運営の効率化の確保に資するとともに、次期中期目標及び中期計画の策定に活用されることを期待する。

## 2 全体評価

### (1) 第2期中期目標の進捗状況に係る全体的な所見

公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関しては、全体として、**「中期目標の達成に向けた進捗状況が良好である」**と評価する。

### (2) 判断理由

公立大学法人山梨県立大学は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」を建学の理念に掲げ、幅広い教養と高度な専門性を教授し、地域社会や世界で活躍できる人材の育成や教育・研究活動を通じた国際社会の発展への貢献等に取り組んでいる。

第2期中期目標期間においては、各年度計画をほぼ順調に実施しており、11の大項目全てについて、「中期目標の達成に向けた進捗状況が良好である」と認められることから、これらの状況を総合的に勘案し、上記のとおりの評価に相当すると判断した。

特に、人間福祉学部及び看護学部における各国家試験の合格率について、国家試験対策講座や模擬試験に対する受験料の一部補助等を行った結果、中期計画に掲げた数値目標の達成に加え、その合格率が全国平均を上回るなど、顕著な成果が認められる。

また、社会情勢や地域ニーズを踏まえる中で、大学院看護学研究科博士後期課程の設置認可申請を行い、令和2年10月に認可（令和3年4月開設予定）を受けるなど、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織のあり方について積極的に検討が進められている。

さらに、特色ある取組として、大学等の機能分担及び教育研究や事務の連携を進めるため、山梨大学と「一般社団法人大学アライアンスやまなし」を設立し、国（文部科学省）において検討が進められている「大学等連携推進法人（仮称）」の認定を目指しており、今後更なる連携が期待される場所である。

一方で、英語教育及び県内就職率の数値目標が達成できない可能性がある。いずれも

新型コロナウイルス感染症による影響が懸念されるが、残りの期間で達成できるよう、理事長（学長）のリーダーシップの下、積極的な取組を実施することを期待する。

### （３）次期中期目標期間に取り組むべき基本的な方向性

次期中期目標期間においては、第２期中期目標及び中期計画の進捗状況を踏まえるとともに、第２期中期目標期間と同様、自主・自律性に基づく大学運営の下、少子高齢化、地方創生、グローバル化、Society5.0、ポストコロナ時代の到来等の社会の変容・変革や地域ニーズに柔軟かつ的確に対応し、将来にわたって県民の期待に応える個性豊かな魅力ある大学づくりを推進することが法人には求められることから、第２期中期目標に掲げた内容を踏襲することを基本としつつ、大学の強み・特色を一層活かしながら、地域社会を担う優秀な人材の育成・輩出に向けた取組やガバナンス・マネジメント改革等による法人の管理運営体制の機能強化に向けた取組等について、より一層の推進が必要である。

#### 【付記事項】

- ・ 中期計画に位置付けられていない法人の新たな取組が正当に評価できるようにするため、中期計画を適宜変更することが重要である。
- ・ 業務実績報告書に基づく評価に当たり、計画の具体的な進捗状況が判然としない項目や経年データにより比較して評価することが適当と思われる項目が散見されたので、今後工夫をしていただきたい。

#### 【参 考】大項目別評価結果の一覧表

項目名	評価				事前評価
	H28	H29	H30	R1	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標					
1 教育に関する目標					
(1)教育の成果・内容等に関する目標	S	A	A	A	A
(2)教育の実施体制等に関する目標	A	A	A	A	A
(3)学生への支援に関する目標	A	S	A	A	A
2 研究に関する目標					
(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標	A	A	B	A	A
(2)研究実施体制等の整備に関する目標	A	A	A	A	A
3 大学の国際化に関する目標	A	A	A	A	A
II 地域貢献等に関する目標	S	S	S	A	A
III 管理運営等に関する目標					
1 業務運営の改善及び効率化に関する目標	A	A	A	A	A
2 財務内容の改善に関する目標	A	A	A	A	A
3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	A	A	A	A	A
4 その他業務運営に関する目標	A	A	A	A	A

#### 【事前評価ランク】

- S：中期目標の進捗状況が非常に優れている    A：中期目標の進捗状況が良好である  
 B：中期目標の進捗状況がおおむね良好である    C：中期目標の進捗状況がやや不十分である  
 D：中期目標の進捗状況が不十分であり、法人の組織・業務等の見直しが必要である



### 3 項目別評価

#### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

##### 1 教育に関する目標

##### (1) 教育の成果・内容等に関する目標

##### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数	2	5			

S：中期目標の進捗状況が非常に優れている

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ②特筆すべき事項

- ・ 4年間に学生が身に付けるべき学修成果（学士力）として全学共通の学士基盤力及び各学部の学士専門力を設定するとともに、学士力との関連性を占めるカリキュラムマップ・ツリーを作成するなどカリキュラムの体系化・構造化が進められている。
- ・ 人間福祉学部では、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士国家試験で全国平均を大きく上回る高い合格率を達成している。
- ・ 看護学部では、看護師、保健師及び助産師国家試験で全国平均を上回る高い合格率を達成している。
- ・ 大学院看護学研究科では、社会情勢の変化や地域ニーズを踏まえる中で、博士後期課程の認可申請を行い、令和2年10月に認可を受けた。（令和3年4月開設予定）

##### ③更なる取り組みが期待される事項

- ・ なし

##### ④現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ 国際政策学部においては、英語教育における数値目標（TOEIC テスト）の達成に向けて、令和2年度から実施しているEEEプロジェクトの効果を検証し、改善を行うなど更なる努力を期待する。

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

#### (2) 教育の実施体制等に関する目標

##### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		1			

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ② 特筆すべき事項

- なし

##### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- 学修成果（学士力）を、学生による授業評価の結果等を利用して測定し、学修成果の把握・可視化する取組が進められており、その取組は、大学改革支援・学位授与機構による認証評価においても高い評価を受けている。教育の質の改善に向けた更なる取組の推進を期待する。

##### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- なし

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

#### (3) 学生の支援に関する目標

##### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		3			

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ② 特筆すべき事項

- 学生支援に関わる部署において、「学生支援のための連絡協議会」を開催し、学生支援に関する情報交換や情報共有を行うなど職員の資質向上に係る取組を実施している。

- ・ 大学独自の授業料減免制度の成績基準について、GPA制度を活用し、学修成果の質的な把握を取り入れるとともに、授業料減免率について、積立金等を活用し、中期計画の目標値4.4%を上回る5%を実現している。

### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 学生との対話「学長と語る」について、毎年度計画的に実施しているが、その機会が十分に活用されているとは言い難いため、多くの学生等が参加しやすい環境を整備するとともに、学生等からの意見を新たな取組に活かすことを期待する。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、学生の就職に際しては、大変厳しい状況が続くことが予想されるため、これまで以上に就職支援のためのガイダンスやセミナーを開催するなど就職支援活動を強化することを期待する。

### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 2 研究に関する目標

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

##### ① 評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		1			

A：中期目標の進捗状況が良好である

### ② 特筆すべき事項

- ・ なし

### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 学長裁量経費を新設し、地域課題の解決に資する学部の組織的研究等に対して支援を行うなどの取組を進めている。今後は、当該研究の成果を社会に公表すると同時に、関係する分野の発展や向上につなげていただきたい。

### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし

# I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

## 2 研究に関する目標

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

#### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

#### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		2			

A：中期目標の進捗状況が良好である

#### ② 特筆すべき事項

- ・ 地域の課題解決に資する研究について、学部を超えた研究体制が敷けるよう地域研究交流センターが全学的な支援を行うとともに、地域の関係者等と連携し、積極的に取り組んでいる。

#### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 教員業績評価を検証し、教員が意欲を持って取り組めるよう教育研究活動を一段と活性化できる仕組みを構築することを期待する。

#### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし

# I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

## 3 大学の国際化に関する目標

#### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

#### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		1			

A：中期目標の進捗状況が良好である

#### ② 特筆すべき事項

- ・ 大学の国際化の推進に関する交換留学協定校数（8校以上）、交換留学による海外留学と外国人留学生の受入人数（12人）及び外国人教員の比率（6.6%）について、中期計画に掲げた数値目標を達成している。

#### ③ 更なる取り組み期待される事項

- ・ なし

#### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ 中期計画では、国際政策学部内にある国際教育研究センターについて平成 30 年度を目途に全学組織化することとなっているが、若干進捗が遅れている。大学の国際化の観点からも迅速かつ確実な達成を期待する。

## II 地域貢献等に関する目標

### ① 評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

#### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		4	1		

A：中期目標の進捗状況が良好である

B：中期目標の進捗状況がおおむね良好である

### ② 特筆すべき事項

- ・ 大学等の機能分担及び教育研究や事務の連携を進めるため、山梨大学と「一般社団法人大学アライアンスやまなし」を設立し、国（文部科学省）において検討が進められている「大学等連携推進法人（仮称）」の認定を目指している。

### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 甲府城西高校及び身延高校との連携協定に基づいた双方向の授業等の展開により高大連携事業が推進されている。今後は、さらに多くの高校等と連携を行い、山梨県立大学への関心と理解を高め、学生確保につなげていくことを期待する。
- ・ 現在実施している社会人向けの各種講座等について、検証・評価を行い、講座内容の充実を図るとともに、社会人の学び直しニーズを把握し、そのニーズに対応した新たな講座を開設することを期待する。

### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ 学部毎の県内就職率の数値目標について、看護学部ではほぼ毎年度数値目標が達成されている一方で、国際政策学部及び人間福祉学部は目標未達成の状態が続いていることは非常に残念である。その要因等を分析・検証し、数値目標の達成に向けて積極的な取組を期待する。

### Ⅲ 管理運営等に関する目標

#### 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標

##### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評 価	S	A	B	C	D
項目数		3			

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ② 特筆すべき事項

- ・ 理事長（学長）のリーダーシップの下、地域研究交流センターとキャリアサポートセンターの事務を一本化し、新たに「社会連携課」を設置するなど、大学の地域貢献機能の強化に取り組んでいる。
- ・ 山梨大学と職員の人事交流を行うなど、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員の育成に取り組んでいる。

##### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 中長期的な人事計画を策定し、専門性の高い教員の確保や育成を推進することを期待する。

##### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし

### Ⅲ 管理運営等に関する目標

#### 2 財務内容の改善に関する目標

##### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評 価	S	A	B	C	D
項目数		4			

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ② 特筆すべき事項

- ・ 科学研究費補助金の申請及び採択件数の増加に向けて、研修会の実施、奨励金制度の創設及び申請書類の添削サービスを導入した結果、中期計画に掲げた数値目標を達成している。
- ・ 古本募金制度の導入やホームページにバナー広告枠を設置するなど、自己収入の増加に向けた取組を積極的に実施している。

- ・ 山梨大学との電力等の共同調達等により経費の削減に取り組んでいる。

### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 新型コロナウイルスの影響により授業料等の学生納付金が減少することが予想されるため、自主財源の確保及び自己収入の増加の取組を更に推進することを期待する。
- ・ 経費の削減については、幅広い視野での取組を期待する。

### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし

## Ⅲ 管理運営等に関する目標

### 3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標

#### ① 評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

#### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		1			

A：中期目標の進捗状況が良好である

#### ② 特筆すべき事項

- ・ 教育活動における自己点検・評価については、大学の内部質保証システムの構築により、学修成果（学士力）の把握・可視化を実現し、その取組は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による認証評価において高い評価を受けた。

### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 中期計画の着実な達成と業務運営の改善に資するため、業務運営全般にわたる自己点検・評価について、より一層の整備を期待する。

### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし

### Ⅲ 管理運営等に関する目標

#### 4 その他業務運営に関する目標

##### ① 評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評 価	S	A	B	C	D
項目数		4			

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ② 特筆すべき主な取り組み

- ・ 新たにホームページに、「5分で分かる山梨県立大学」を掲載（作成）し、県内外の学生に対し、山梨県立大学の良さをPRするとともに、ホームページの一部を多言語化するなど、広報の充実に取り組んでいる。
- ・ 建築基準法に基づく定期検査の結果等を踏まえ、「施設修繕必要箇所概要並びに修繕優先度一覧」を作成し、計画的な施設修繕に活用している。

##### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 人権尊重やハラスメントに対する社会の目が厳しくなっているため、ハラスメントの防止に向け、啓発活動や相談体制をより一層充実するとともに、全学を挙げて取り組むことを期待する。
- ・ 想定外の大規模な災害に備え、十分な対策を講じることができるよう防災計画に検討を加え、更なる強化を期待する。
- ・ ポストコロナ時代を見据え、学生にとって安心・安全な教育環境の確保・維持を期待する。
- ・ ホームページを通じて、引き続き積極的に大学の運営状況や教育研究成果等を発信することを期待する。
- ・ 大学の施設整備に係るトータルコストの削減を意識しながら、大学施設に求められる機能・性能の確保に努めていただきたい。

##### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし



## <参 考>

### ◆用語注釈

#### ○学士力

学士課程（大学の学部教育）のなかで身に付けるべき能力。全学共通科目で培う「学士基盤力」と各学部の専門科目で培う「学士専門力（学士教職力）」からなる。

#### ○カリキュラムツリー

教育目標を達成するために必要な授業科目の流れ及び各授業科目のつながりを示したもの。カリキュラムの年次進行、授業科目間のつながり、授業科目と教育目標の達成との関係などカリキュラムの体系性が一望できるようになっている。

#### ○カリキュラムマップ

カリキュラムにおける授業科目間での系統性・関係性を図示化したフローチャートやダイアグラムのこと。

#### ○G P A (Grade Point Average)

アメリカにおいて一般的に行われている学生の成績評価方法の一種。日本の大学では、従来、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D）で成績を評価してきたが、G P Aでは、それぞれの強化の単位数と成績を総合した指標として提示する。

#### ○Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

#### ○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の設備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行う。

#### ○大学等連携推進法人（仮称）

国公私の枠組みを超えた教育研究や事務の連携により、各大学等の強みや特色を活かした連携を推進する制度のこと。

#### ○地方創生

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の施策のこと。

#### ○T O E I C (Test of English for International Communication)

英語を母語としない者を対象とした、英語によるコミュニケーション能力を検定するための試験。試験の開発、運営、試験結果の評価は、アメリカ合衆国の非営利団体である教育試験サービス（E T S）が行っている。

#### ○認証評価

文部科学大臣の認証を受けた評価機関が大学、短期大学、高等専門学校及び専門職大学院の教育研究活動等の状況について、各認証評価機関が定める評価基準に基づき行う評価制度のこと。機関別認証評価と分野別認証評価の2種類があり、大学等は政令で定められた期間ごとにいずれかの認証評価機関を自ら選択して評価を受けることが義務付けられている。

◆委員構成（委員は50音順）

委員長	徳永 保	学校法人帝京大学特任教授
委員	金丸 康信	(株)テレビ山梨取締役相談役
	島田 眞路	国立大学法人山梨大学学長
	古屋 玉枝	公益社団法人山梨県看護協会会長
	山口由美子	公認会計士

◆委員会開催状況等（平成22年度以降）

[第1期中期目標期間]

平成22年度

第1回委員会 平成22年7月15日開催

第2回委員会 平成22年8月25日開催

平成23年度

公立大学法人山梨県立大学視察 平成23年5月27日実施

第1回委員会 平成23年6月29日開催

第2回委員会 平成23年8月 3日開催

第3回委員会 平成24年1月27日開催

平成24年度

公立大学法人山梨県立大学視察 平成24年5月29日実施

第1回委員会 平成24年7月12日開催

第2回委員会 平成24年8月 6日開催

第3回委員会 平成25年1月31日開催

平成25年度

公立大学法人山梨県立大学意見交換会 平成25年5月27日実施

第1回委員会 平成25年7月 5日開催

第2回委員会 平成25年8月 5日開催

第3回委員会 平成25年11月14日開催

平成26年度

第1回委員会 平成26年6月 4日開催

第2回委員会 平成26年7月11日開催

第3回委員会 平成26年8月 6日開催

第4回委員会 平成26年11月17日開催

第5回委員会 平成27年2月 2日開催

平成27年度

第1回委員会 平成27年6月12日開催

第2回委員会 平成27年7月10日開催

第3回委員会 平成27年8月 4日開催

第4回委員会 平成27年8月26日開催

第5回委員会 平成27年10月14日開催

第6回委員会 平成28年2月 8日開催

## [第2期中期目標期間]

### 平成28年度

第1回委員会	平成28年6月 8日開催
第2回委員会	平成28年6月27日開催
第3回委員会	平成28年7月27日開催
第4回委員会	平成28年8月18日開催
第5回委員会	平成29年2月 8日開催

### 平成29年度

第1回委員会	平成29年5月17日開催
第2回委員会	平成29年7月13日開催
第3回委員会	平成29年8月10日開催
第4回委員会	平成30年2月 8日開催

### 平成30年度

第1回委員会	平成30年6月 8日開催
第2回委員会	平成30年7月13日開催
第3回委員会	平成30年8月10日開催
第4回委員会	平成31年1月21日開催

### 令和元年度

第1回委員会	令和元年6月11日開催
第2回委員会	令和元年7月 4日開催
第3回委員会	令和元年8月 9日開催
第4回委員会	令和2年2月10日開催

### 令和2年度

第1回委員会	令和2年7月 7日開催
第2回委員会	令和2年8月 7日開催
第3回委員会	令和2年11月10日開催

## ◆山梨県公立大学法人評価委員会事務局

山梨県県民生活部私学・科学振興課

# 公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針

平成22年8月25日  
山梨県公立大学法人評価委員会決定

山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的事項を定める。

## 1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成状況及び中期計画の実施状況を確認することにより評価する。
- (2) 法人が自主的に行う業務運営等の改善や継続的な質的向上に資するとともに、次期の中期目標、中期計画の検討に資する評価とする。
- (3) 法人化を契機とした、特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組や、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化など、特色ある取組や工夫を積極的に評価する。
- (4) 評価の一連の過程を通じて、法人の状況をわかりやすく示し、県民をはじめ社会への説明責任を果たす評価とする。

## 2 評価の方法

- (1) 評価は法人の自己点検・評価をもとに実施する。
- (2) 各事業年度における業務の実施に関する評価（以下「年度評価」という。）と中期目標期間における業務の実績評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。  
また、中期目標期間の4年経過時に、次期中期目標の策定に反映させるため、中期目標期間評価の事前評価（以下「事前評価」という。）を行う。
- (3) 各評価は、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

### I 年度評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期計画等の実施状況を調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ③ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

### II 中期目標期間評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成状況を調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

### Ⅲ 事前評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標期間の4年経過時における、中期目標の進捗状況及び達成の見込みを調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、次期中期目標策定及び中期目標期間評価を実施する。
- ④ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

#### 3 評価を受ける法人における留意事項

- (1) 法人の業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期目標等の達成状況など、法人自ら説明責任を果たすことを基本とする。
- (2) 達成状況を客観的に示すため、できる限り数値目標等の指標を設定することとする。また、定性的指標となる場合は、達成状況が明確になるよう工夫することとする。
- (3) 法人における自己点検・評価の視点と体制

##### ①視点

県民の視線に留意し、自己点検・評価に用いる指標や評価結果等、できる限り分かりやすく説明することとする。

##### ②体制

目標達成に係る組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立することとする。

#### 4 評価の留意事項

- (1) 評価に関する作業が、法人の過度の負担とならないよう留意する。
- (2) 評価結果を決定する際は、評価の透明性・正確性を確保するために、法人からの意見申し出の機会を設ける。

#### 5 その他

本評価基本方針は、必要に応じて、評価委員会での協議を経て見直すことができるものとする。

# 公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領

平成26年6月4日決定  
山梨県公立大学法人評価委員会

「公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の中期目標期間の4年経過時に次期中期目標の策定に反映させるために事前に行う評価（以下「事前評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

## 1 評価の方針

- (1) 事前評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 事前評価は、次期中期目標の策定に向けて、法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するものとするため中期目標期間の4年経過時に実施するものとし、中期計画に係る取組実績及び達成の見込みを調査・分析し、総合的な評価を踏まえて次期中期目標期間に取り組むべき事項について提言する。
- (3) 事前評価において、教育研究に関しては地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。
- (4) 事前評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の事項を考慮する。
  - ① 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。
  - ② 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
  - ③ 法人の更なる発展のため、事前評価は中期計画の進捗状況に基づき総合的な評価を行い、次期中期目標における法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討や見直しに資するものとする。
  - ④ 中期計画の達成に向けて支障が生じた（又は生じている）場合には、その理由（外的要因を含む）についても明らかにするものとする。
  - ⑤ その他法人を取り巻く諸事情を考慮するものとする。
- (5) 事前評価の際には、実施済みの年度評価を参考にすることができる。

## 2 評価の方法

- (1) 事前評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、中期計画について法人が自己点検・評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証を行う。
- (3) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を総合的に評価し、次期中期目標期間に取り組むべき事項の方向性について提言する。
- (4) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

### 3 項目別評価の具体的方法

(1) 項目別評価は、次の小項目、中項目、大項目に区分して行う。具体的な区分は別表のとおりとする。

- ① 小項目は、③の大項目に係る中期計画記載項目の55項目とする。
- ② 中項目は、①の小項目に係る区分を踏まえ32項目とする。
- ③ 大項目は、中期目標の区分を踏まえ11項目とする。

(2) 項目別評価は次の手順で行う。

#### ① 法人による自己点検・評価

- 法人は、以下の基準により、小項目ごとに中期計画に係る業務実績をⅠ～Ⅳの4段階で自己評価し、自己評価がⅢに達しない及びⅢには達するが何らかの課題を認識している小項目については課題の内容とその対策を記載する。

なお、法人は、中期計画に対する進捗状況という視点から自己点検・評価を行うこととする。よって、各年度計画は順調に推移していたとしても、中期計画のすべての項目が網羅されていない場合などは評価が低くなるため、これまでの年度計画の評価がそのまま中期計画に係る自己評価となるわけではないので注意する。

#### [小項目評価]

Ⅳ：中期計画を上回って達成できる見込みである

Ⅲ：中期計画を十分に達成できる見込みである

Ⅱ：中期計画を十分には達成できない見込みである

Ⅰ：中期計画を大幅に下回る見込みである、又は実施していない

- 中項目ごとに、これまでの主な取組実績及びこれからの展望と課題を記載する。

なお、これからの展望と課題については、次期中期目標の策定の参考にするため、法人においては、新たに実施を検討している取組や解決すべき課題、またこれまでの取組に係る次期での発展方法やその課題などについて積極的に記述すること。

- 大項目ごとに特記事項として以下の項目を記載する。特に、イの項目については次期中期目標策定に大変参考になる内容であるので、法人においては積極的に記載すること。

ア 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した財政、組織、人事などの面での特色ある取組や中期計画には記載していないが精力的に実施した取組。

イ 法人が次期中期目標期間において、精力的に展開していきたい、または展開していくことが求められる取組について、その内容。

- 業務実績報告書の記載に当たっては、できる限り客観的な情報・データを用いて具体的に記載する。
- 評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。

#### ② 評価委員会による法人の自己点検・評価の検証

評価委員会は、業務実績報告書に基づき、法人からのヒアリング等を通じ、業務の実績等について調査・分析の上、法人の自己点検・評価を検証する。

### ③ 評価委員会による中項目及び大項目に係る評価

業務実績報告書の検証を踏まえ、中項目及び大項目ごとの進捗状況について、次のとおりS～Dの5段階で評価するとともに、次期中期目標期間における取組についての意見を記述する。

[大項目、中項目評価]

S：中期目標の進捗状況が非常に優れている

A：中期目標の進捗状況が良好である

B：中期目標の進捗状況がおおむね良好である

C：中期目標の進捗状況がやや不十分である

D：中期目標の進捗状況が不十分であり、法人の組織・業務等の見直しが必要である

## 4 全体評価の具体的方法

評価委員会は、項目別評価の結果を総合的に評価し、次期中期目標期間において法人が取り組むべき事項の基本的な方向性について、記述式により提言を行う。また、必要に応じて運営の改善その他に係る提言や勧告を行う。

## 5 事前評価のスケジュール

基本的に次のスケジュールにより実施する。

6月末日まで ・法人は業務実績報告書を評価委員会に提出

7月～8月 ・評価委員会による業務実績報告書の調査・分析（ヒアリング含む）

・評価委員会による評価案の策定

・評価案に対して法人からの意見申し出の機会の設定

・評価結果の決定、法人への通知、知事への報告

9月 ・評価結果の議会への報告、公表

## 6 その他

(1) 事前評価に係る業務実績報告書及び評価書の様式は、別紙のとおりとする。

(2) 本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正を加えるものとする。

また、本実施要領については、事前評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善を図るものとする。

## 附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。



## 令和2年度業務実績報告書に係る小項目評価表

<p>○小項目評価基準</p> <p>Ⅳ：年度計画を上回って実施している</p> <p>Ⅲ：年度計画を順調に実施している</p> <p>Ⅱ：年度計画を十分には実施していない</p> <p>Ⅰ：年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない</p> <p>※記載する際はアラビア数字でも構いません。</p>	<p>○大項目（総括的）評価基準の目安</p> <p>S：特筆すべき進行状況にある（評価委員会が特に認める場合）</p> <p>A：計画どおり進んでいる（すべてⅢ～Ⅳ）</p> <p>B：おおむね計画どおり進んでいる（Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上）</p> <p>C：やや遅れている（Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満）</p> <p>D：重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）</p> <p>※法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断する</p>
---	--

提出期限：**8月17日(火)** 提出先：私学・科学振興課 水上 (mizukami-xtd@pref.yamanashi.lg.jp)  
もたい 罇 (motai-sxje@pref.yamanashi.lg.jp)

委員名	
-----	--

大項目	中期計画番号	法人評価	委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント
<b>【大項目①】</b> I-1-(1) 教育の成果・内容等に関する目標	総括的コメント			
	1	Ⅲ		
	2	Ⅲ		
	3	Ⅲ		
	4	Ⅲ		
	5	Ⅲ		
	6	Ⅳ		
	7	Ⅳ		
	8	Ⅳ		

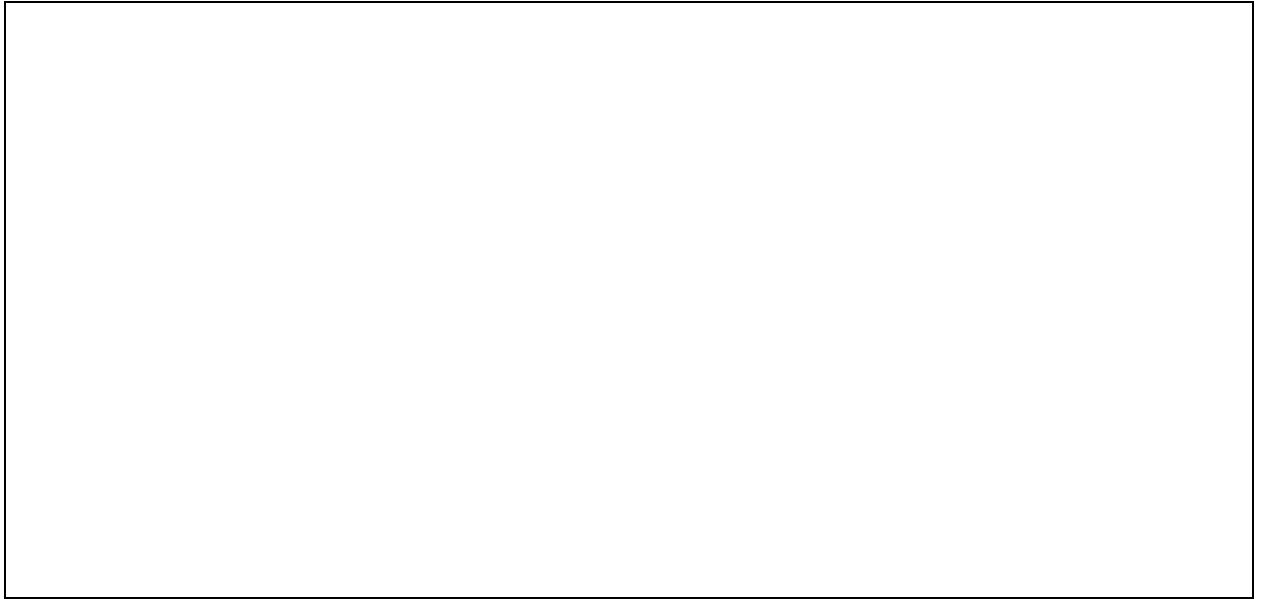
	9	Ⅲ		
	10	Ⅲ		
	11	Ⅲ		
	12	Ⅲ		
	13	Ⅲ		
【大項目②】 I-1-(2) 教育の実施体制 等に関する目標	総括的 コメント			
	14	Ⅲ		
【大項目③】 I-1-(3) 学生の支援に関 する目標	総括的 コメント			
	15	Ⅳ		
	16	Ⅲ		
	17	Ⅲ		
	18	Ⅲ		
	19	Ⅲ		
【大項目④】 I-2-(1) 研究水準及び研 究の成果等に関 する目標	総括的 コメント			
	20	Ⅲ		

<b>【大項目⑤】</b> I-2-(2) 研究実施体制等 の整備に関する 目標	総括的 コメント			
	21	Ⅲ		
	22	Ⅲ		
	23	Ⅲ		
	24	Ⅲ		
	25	Ⅲ		
	26	Ⅲ		
<b>【大項目⑥】</b> I-3 大学の国際化に 関する目標	総括的 コメント			
	27	Ⅲ		
	28	Ⅲ		
	29	Ⅲ		
<b>【大項目⑦】</b> II 地域貢献等 に関する目標	総括的 コメント			
	30	Ⅳ		
	31	Ⅳ		
II-1 社会人教育の充実 に関する目標	32	Ⅲ		

Ⅱ－2 地域との連携に関する目標	33	Ⅲ		
	34	Ⅲ		
Ⅱ－3 教育現場との連携に関する目標	35	Ⅲ		
Ⅱ－4 地域への優秀な人材の供給に関する目標	36	Ⅳ		
<b>【大項目⑧】</b> Ⅲ－1 業務運営の改善及び効率化に関する目標	総括的 コメント			
Ⅲ－1－(1) 運営体制の改善に関する目標	37	Ⅲ		
	38	Ⅲ		
Ⅲ－1－(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標	39	Ⅲ		
	40	Ⅲ		
	41	Ⅲ		
Ⅲ－1－(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標	42	Ⅲ		
	43	Ⅲ		
	44	Ⅲ		
<b>【大項目⑨】</b> Ⅲ－2 財務内容の改善に関する目標	総括的 コメント			

Ⅲ－２－（１） 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標	45	Ⅲ		
Ⅲ－２－（２） 学費の確保に関する目標	46	Ⅲ		
Ⅲ－２－（３） 経費の抑制に関する目標	47	Ⅲ		
Ⅲ－２－（４） 資産の運用管理の改善に関する目標	48	Ⅲ		
<b>【大項目⑩】</b> Ⅲ－３ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	総括的 コメント			
	49	Ⅲ		
<b>【大項目⑪】</b> Ⅲ－４ その他業務運営に関する目標	総括的 コメント			
Ⅲ－４－（１） 情報公開等の推進に関する目標	50	Ⅲ		
	51	Ⅲ		
Ⅲ－４－（２） 施設・設備の整備・活用等に関する目標	52	Ⅲ		
	53	Ⅲ		
Ⅲ－４－（３） 安全管理等に関する目標	54	Ⅲ		
Ⅲ－４－（４） 社会的責任に関する目標	55	Ⅲ		

○全体を通して（自由記入）

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for free text entry. It occupies the upper half of the page.

令和2年度業務実績報告書に係る小項目評価表

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標  
 1 教育に関する目標  
 (1) 教育の成果・内容等に関する目標

ア 学士課程  
 自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う教養教育と、各学部の教育目標や特色を生かして専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。その一環として、学部ごとに必要な達成目標を定め、学修成果の向上を図る。  
 地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、地域に根ざした実学・実践重視の教育を行う。  
 三学部の連携により学際的な領域の教育に取り組むとともに、各学部の特性を生かした他教育機関や研究機関等との連携や産官民との連携を通じて、学生の多様な教育機会の確保を図る。  
 (ア) 国際政策学部  
 国際政策学部では、グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化及び産業を豊かにして地域の活力をつくる人材並びにアジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。  
 Next-10行動計画に従って、コース導入の理念を踏まえた教育を実施する。  
 (イ) 人間福祉学部  
 人間福祉学部では、深い共感的理解、問題解決への知的探究心及び協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生き生きと生活できる地域社会、即ち「福祉コミュニティ」づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。  
 (ウ) 看護学部  
 看護学部では、人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力及び専門的職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。看護師、保健師及び助産師の国家試験合格率については、達成すべき具体的目標を定め、実施する。  
 イ 大学院課程  
 地域ニーズや時代の変化、学問の進展に的確に対応するため、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織の在り方について積極的に検討を進める。  
 看護学研究科では健康と福祉の向上に寄与する専門領域のスペシャリストの育成と教育研究者の育成の観点から、教育課程の充実改善を図る。  
 ウ 入学者の受け入れ  
 県立大学にふさわしい優秀な学生を受け入れるために、大学の教育研究活動について関係者への周知を図るとともに、多様な能力・意欲・適性を総合的に評価・判定し、社会人も考慮した入学者選抜を実施し、随時見直し、及び改善を図る。  
 エ 成績評価等  
 学士課程においては、授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行い、学生の単位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。  
 大学院課程においては、授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施し、修了時の質の保証を確保する。

中期目標

参考資料5-2

委員名

- 小項目評価基準  
 IV: 年度計画を上回って実施している  
 III: 年度計画を順調に実施している  
 II: 年度計画を十分には実施していない  
 I: 年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない  
 ※記載する際は数字で構いません。
- 大項目(総括的)評価基準の目安  
 S: 特筆すべき進行状況にある(評価委員会が特に認める場合)  
 A: 計画どおり進んでいる(すべてIII~IV)  
 B: おおむね計画どおり進んでいる(III~IVの割合が9割以上)  
 C: やや遅れている(III~IVの割合が9割未満)  
 D: 重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合)  
 ※法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	自己評価	委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント
1	全学共通の「学士力」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業評価における「学士力」到達度の結果を引き続き検証し、その結果を受けてカリキュラム・マップの見直しを行い、学修成果が適切に達成される(=「学士力」が身につく)ようにカリキュラムの体系化と構造化を進める。</li> <li>「学士力」を適切にシラバスに示すために、新しい入力システムの導入を引き続き検討するほか、カリキュラム改正が予定されている学部・学科においては「学士専門力」を身につけられる特徴あるカリキュラムの検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当年度は、新型コロナウイルス感染防止のためオンラインによる遠隔授業が中心となったことから、授業を円滑かつ効果的に実施することに注力するため、学生による授業評価については全学的な対応を行わず、各教員が確認をおこなった。看護学部では授業アンケートを実施した。</li> <li>遠隔授業への対応として、学事暦の変更、実施基準の作成・周知や教員向け研修会を実施するとともに、後期授業に向けては、学生へのアンケート調査の結果や各教員の授業実施状況を共有し、より効果的な授業が行えるよう教育体制を整備した。</li> <li>新しい学事システムは令和6年度の導入に向けて検討を行っている。当年度は導入に向けたスケジュールを決定し、令和3年度に業者と仕様を選定することとした。</li> <li>人間福祉学部(福祉コミュニティ学科)では、令和3年度に省令改正に対応した社会福祉士課程、精神保健福祉士課程のカリキュラム改定が実施されるため、厚生労働省に対して新カリキュラム移行のための申請を行った。</li> <li>看護学部では、令和4年度からのカリキュラム改正に向けて、カリキュラムプロジェクトを立ち上げ検討を重ねている。当年度は、科目の変更・新設等を検討し、すべての必修及び選択科目とその単位数、卒業に必要な単位数の確認とカリキュラムツリー(案)の作成までを実施した。</li> </ul>	III		

2	<p>科目ナンバリング制を導入し、学部ごとに学修成果の達成目標を設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム改正を実施した学部・学科においては、新カリキュラムの運用とカリキュラム・ツリー、科目ナンバリング等の整合性を確認し、学修成果の基準が適切に反映されているかを検討する。</li> <li>・各学部において、学修成果の達成目標を検証する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際政策学部では、令和元年度にカリキュラムを改定したため、各科目の学士力、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、科目ナンバリングの整合性を確認し、学修成果の基準が適切に反映されていることを確認した。</li> <li>・国際政策学部では、カリキュラムの改定を踏まえて、令和3年度に達成目標の妥当性を検討することとした。</li> <li>・人間福祉学部人間形成学科で養成している幼稚園教諭、小学校教諭免許状課程、および全学部に関わる中学校・高等学校・養護の各教諭免許状課程では、文部科学省が示した到達目標の各項目について、2～4年次の修了時に学生が「履修カルテ」で自己評価を行っている。それらの結果を電子クラウド・システムにプロファイルして、各項目の達成度や経年変化を確認しており、全ての学生が学年が上がるにしがいい、概ね向上したと評価している。福祉コミュニティ学科は新カリキュラムを開始したところであり、令和3年度に検討していく。</li> <li>・看護学部では、「学士課程版看護実践能力と到達度」(一部改変)に基づいて、当年度卒業生の卒業時到達度調査を実施した。学修成果の項目すべてで90%以上の学生が「よくできる」「まあまあできる」との回答であり、学修成果が確認でき、目標としても妥当と判断できた。</li> </ul>	Ⅲ	
3	<p>COC+事業等を通じて、学部間及び他教育機関、研究機関等、産官民との連携強化を推進するとともに、サービスラーニング科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、体験型のアクティブラーニング教育を全学的、学際的に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクティブラーニング、授業外の学修等、新たにシラバスに加わった項目について、引き続き記載状況を確認するとともに、これらの授業評価項目への反映を検討する。</li> <li>・山梨大学との連携を推進し、教養科目や教職課程科目の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当年度は遠隔授業が中心となったことから、授業形態の変更に伴いシラバスの見直しを行うとともに、遠隔授業における学修効果の確保のために授業の工夫を各教員が行い、各自評価した。</li> <li>・アライアンスやまなしにおける教養教育WGにおいて課題を精選し、連携開設科目の設置に向けた検討を行った。科目の開設が時間割に反映できるよう、現行の時間割の見直し等を行い、最終的には連携開設科目を15科目設定し、山梨大学と合わせると53科目の連携開設科目が設定されることとなった。当年度は「山梨学」「フューチャーサーチ」の2科目を合同集中講義として開講した。</li> <li>・山梨大学との連携推進を継続してきた結果、令和3年3月29日(一社)大学アライアンス山梨が文部科学大臣より全国初となる大学等連携推進法人の認可を受けたことから、これまで以上に両大学の強み、特色を生かす高等教育機関として、具体的な「教育の質」の向上につなげていく基礎となった。</li> </ul>	Ⅲ	
(ア)国際政策学部					
4	<p>社会のグローバル化に対応して、問題解決能力の育成をより重視したカリキュラム再編成を早期に実施するとともに、行動する国際人を目指して半数以上の学生に地域や海外に出て行う学習を経験させる。</p> <p>また、英語教育においては、中期計画期間中に4年次後期において学生の半数がTOEIC650点以上を、そのうちの二十パーセントは800点以上を獲得することを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EEEプロジェクトによる英語カリキュラムの効果測定のため、TOEIC-IP試験を1年生全員に実施し、スコアを管理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TOEIC-IP試験を4月30日と8月20日、そして翌年2月8日にオンラインで1年生に実施した。</li> <li>・4月の1年生(82名)の平均点は505点であった。</li> <li>・8月の1年生(82名)の平均点は561点となり56点上昇した。このうち650点以上の学生は20名おり、800点を超える学生が2名いた。</li> <li>・翌年2月の1年生(77名)の平均点は583点となり、1年間で78点上昇した。このうち650点以上の学生は23名で3名増加し、800点を超える学生は3名で1名増えた。なお、550点以上650点未満の学生が26名、750点以上800点未満の学生が7名いた。これらの学生を支援して、650点以上および800点以上の学生をさらに増やすことが重要であると英語教育WGで確認した。</li> </ul>	Ⅲ	
5	<p>育成する人材像をより明確化し、地域マネジメント、国際ビジネス・観光、国際コミュニケーションの3コース及び、副専攻コースを設置するとともに、多様な教育課程に対応するため組織の改編を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2学科3コース制の導入とともに、両学科の学生は他学科のすべての科目を受講することができ、ゼミも学部横断で選択できるようになり、教育面においては実質的に1学部1学科制をとることができたことからこれらの評価を行うとともに、より育成する人物像が明確になるようにカリキュラムの再編を行う。</li> </ul> <p>・現在、山梨大学との連携による大学院の共同運用を2021年度4月に行うことを検討している。大学院の運用開始に伴い、教員組織の体制について設計を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2学科3コース制の導入によって、実質的に1学部1学科制となり、学生は学科の垣根を越えて科目を受講でき、ゼミも選択できるようになり、その意味で学生の選択肢は広がった。そしてまず、基礎的および広範な学修を経て、自分の希望に沿ったコースを選択することになるが、卒業して社会人になるためにはさらに具体的に領域を絞り込んで学修することが不可欠である。</li> <li>・そこで、育成する人物をより明確にするため、3コースにそれぞれ2つの領域を設定し3コース6領域性のカリキュラム再編を行い、12月の教授会で決定した。具体的には、下記の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 地域マネジメントコース、地域政策領域、ビジネス領域</li> <li>- 国際関係・観光メディアコース、国際関係領域、観光メディア領域</li> <li>- 国際コミュニケーションコース、英米の言語文化領域、日本および東アジアの言語文化領域</li> </ul> </li> <li>・国際政策学部人事教授会において、山梨大学との大学院共同運用などを見据えて教員の兼業に関する新たな労働制度の導入について検討するとともに、教教分離組織の考え方につながる組織改編の設計を行なった。</li> </ul>	Ⅲ	



<b>(イ)人間福祉学部</b>				
6	<p>社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</p> <p>新卒者の社会福祉士国家試験の合格率について六十パーセント以上を達成し、精神保健福祉士国家試験の合格率について百パーセントを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課程において、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、および小学校教諭の養成目的を明確にするための検討結果を公表する。その上で、目標達成に向けた具体的な方策を検討する。</li> <li>社会福祉士、精神保健福祉士および介護福祉士の各国家試験の合格率は高い水準で推移している。今後も、一人でも多くの学生が合格するよう、大学による支援等により、学部としての支援を継続する。合わせて、各課程において、さらに強化すべき点を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課程における社会福祉士や保育士、教員養成等の養成目的および目的達成に向けた具体的方策についての検討は終了しており、当年度中に公表する予定であったが、新型コロナの拡大に伴う学部対応のために遅れが生じ、令和3年4月に公表した。</li> <li>前年度に引き続き、社会福祉士、精神保健福祉士、および介護福祉士の国家試験に向けた国家試験対策講座を実施した。当年度は、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン等による講座を実施するとともに、社会福祉士の試験対策の一部である「一問一答」メールの配信方法を見直し、週ごとに複数の過去問題、創作問題、および時事的内容を含めた学習の要点をまとめた資料の配信を行った。</li> <li>合格率は、社会福祉士74.0%(全国平均29.3%)、精神保健福祉士100.0%(全国平均64.2%)、介護福祉士100.0%(全国平均71.0%)であった。なお、令和元年度は、社会福祉士72.9%(全国平均29.3%)、精神保健福祉士100.0%(全国平均62.1%)、介護福祉士100.0%(全国平均69.9%)であった。</li> </ul>	IV
<b>(ウ)看護学部</b>				
7	<p>看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</p> <p>新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を達成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度までの「卒後時の到達状況」調査結果を活用して看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門職業人の養成目的を明確化し、新カリキュラムを検討する。</li> <li>新卒者の国家試験について、看護師100パーセント、保健師100パーセント、助産師100パーセントの合格率を目指すとともに、助産師教育において学生が高い学修成果を身につけられるよう、助産学専攻科への移行を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門職業人の養成目的はカリキュラム検討の中で明確化され、確認された。それに基づいて新カリキュラムの検討が進み、科目、開講時期、卒業に必要な単位数がほぼ決定されている。今後は科目担当者の検討を行い、令和3年度中に新カリキュラムを完成させる予定である。</li> <li>保健師・助産師・看護師国家試験の合格率100%を目指して、看護学部学生厚生委員会、チューターを中心に指導を実施した。当年度の合格率は、看護師99.0%、保健師100%、助産師100%であった。</li> <li>令和6年度からの助産学専攻への移行を目指して、教育目標や3つの方針(入学者受入方針、教育課程編成・実施方針、学位授与方針)に関する検討を行い、素案を作成した。</li> </ul>	IV
<b>イ 大学院課程</b>				
8	<p>学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現に向けた取組を積極的に進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護学研究科博士課程の設置認可に向けた作業を行う。</li> <li>子ども家庭福祉に係る大学院設置については山梨県との連携協力の下で設置構想を検討する。また、観光学分野の大学院設置については、山梨大学との連携協力の下で設置構想を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年3月に看護学研究科博士課程の設置認可の申請を行い、同年10月23日付で認可された。博士課程設置準備室を立ち上げ、令和3年1月20日に博士後期課程の入試を行い、受験者5名が合格した。その後準備を進め、令和3年4月に開学した。</li> <li>子ども家庭福祉に係る大学院設置については、県と協議し、設置構想を検討した。また、観光学分野の大学院設置については、本学教員4名が山梨大学の大学院観光学関連専攻の非常勤講師として授業を開始した。</li> </ul>	IV
9	<p>看護学研究科では社会人学生の生活実態に即した学修環境を整備するとともに、スペシャリストの育成・教育研究者の育成のために、3つのポリシーの検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門看護師教育課程において、38単位教育課程への円滑な移行を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「急性期看護学」「慢性期看護学」「感染看護学」「在宅看護学」の4分野は38単位専門看護師教育課程として令和元年度に認可を受け、令和2年4月より教育課程をスタートさせた。「がん看護学」は令和2年7月に38単位専門看護師教育課程の申請書を提出し、令和3年2月15日付でがん看護分野の高度実践看護師教育課程(専門看護師38単位)として日本看護系大学協議会から認定を受けた。</li> </ul>	III
<b>ウ 入学者の受け入れ</b>				
10	<p>大学の魅力を発信するとともに、学力以外の能力(思考力・判断力・表現力等)を重視する入試方法の工夫や給費奨学金制度の導入等により、留学生や社会人を含み幅広く優秀な学生を受け入れ、安定した定員充足を維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の特色や3学部の魅力についてホームページ等による情報発信を継続するほか、AR(拡張現実)を大学案内冊子に取り入れることで、従来の案内冊子との差別化を図りつつ広報活動を実施する。また、大学案内冊子のQRコードから大学ホームページへ誘導し、受験生の関心を引きことで学生募集につなげていく。(No51参照)</li> <li>オープンキャンパス、高校訪問、進路ガイダンス、高校への模擬授業等の実施方法・体制及び入試区分別志願者数等の推移を分析し、より効果的な入試広報の実施に向けた検証と必要に応じた見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本学の特色や3学部の魅力についてホームページ等による情報発信を継続するとともに、大学案内冊子からスマホアプリを介して大学の紹介動画が視聴できるようにしたほか、冊子のQRコードから大学ホームページへ誘導するなど、従来の案内冊子との差別化を図り、今年度は新たな方法を取り入れた広報活動を実施した。</li> <li>令和3年度入学生へのアンケート結果から、7割程度がホームページから入試情報を収集しており、これらの取組が学生募集に貢献したと推察できる。</li> <li>大学の保有する左記の諸情報を分析し、効果的な入試広報の実施に向けた検証作業を行い、進学相談会等のQ&amp;Aに活用した。なお、コロナ禍のため当年度は、オープンキャンパスはオンライン実施となり、高校訪問及び高校への模擬授業は依頼件数が減少した。</li> </ul>	III

11	全学AOセンターを早期に設置し、入学者選抜の実施体制を整備するとともに、入試方法や入試結果に関する追跡実証研究を行うなど、高大接続改革実行プランに基づく入試改革を推進する。	・アドミッションズ・センター及び入試委員会での昨年度までの検討実績を踏まえ、入試区分別志願者数の経年推移、入試結果と入学後の成績(GPA)との関連性等を総合的に分析し、高大接続改革の趣旨に沿った入試制度の立案に反映させる。	・平成29年度入学生までの入試区分別志願者数の経年推移、入試結果と入学後の成績(GPA)との関連性等を総合的に分析し、令和5年度入試制度の立案に反映させるべく作業を行っている。	Ⅲ
<b>エ 成績評価等</b>				
12	GPAを本格的に実施するとともに、基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質保証の改善を図る。	・GPAの継続実施により、収集されたデータ分析を引き続き行う。  ・学生に対して、GPAデータの分析から得られた情報をもとに、履修指導、修学指導を実施する。	・前期・後期それぞれの定期試験結果よりGPAを算出し、学期GPA、累計GPAから学生の状況についてそれぞれの学部で確認した。教職課程においては実習のための参加基準として確認した。これらの結果を学生指導、履修相談の参考資料とした。  ・GPAデータから指導を要する学生を把握し、担当教員が個別面談を行うなどの方法によって修学指導を実施した。	Ⅲ
13	学びの技法の教育法を習得するFDワークショップの開催等を通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を開発・実践する。	・全学教育委員会の部会において卒業論文・卒業ゼミの新たな評価法としてルーブリック法の開発を検討し、学部・学科の特性等に応じて制度設計を行う。	・教育委員会では卒業論文、卒業ゼミの評価方法について、各学部の実施状況を確認した上で、ルーブリックによる評価の組織的な実施について検討を行った。その結果をふまえて、令和3年度に学部・学科ごとにルーブリックの作成と運用方法の策定を行う方向で検討を進めることとした。	Ⅲ

--	--

--	--

--	--

『Ⅰ－1－(1) 教育の成果・内容等に関する目標』における特記事項

<p><b>1 特色ある取組事項等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナへの対応のため、遠隔授業実施基準を作成し、実施状況の確認や実施のためのサポートをおこなうことにより、円滑に授業が実施できるよう対応した。</li> <li>・アライアンスやまなしを通じて山梨大学との間に連携開設科目の設置に向けた検討を行い、最終的には連携開設科目を15科目設定し、山梨大学と合わせると53科目の連携開設科目が設定されることとなった。</li> </ul> <p><b>2 未達成事項等</b></p> <p>なし</p> <p><b>3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果</b> (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業論文に係るルーブリック評価法の開発を速やかに実現することが期待される。大学基準協会等の認証評価機関は、全学的な修得目標の設定とその修得確認に向けた学内体制の整備を重点的な評価項目と位置付けており、そのための対策としても早い段階での開発、試行が必要と考えられる。</li> </ul>	<p>(対応結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当年度には全学教育委員会が主導して卒業研究に関するルーブリック評価法の開発に着手した。まず各学部の卒業研究評価の現状を把握した上で、各学部においてルーブリックの検討を行った。その結果、学科ごとや教員の専門分野の間での相違が大きく、共通のルーブリックの採用は困難であることが確認された。そのことから各学部において適切な方法でルーブリックおよびその運用方法を決定することとし、令和3年度に具体的な策定を行う予定である。</li> <li>・看護学部においては、シラバスに記載されている内容の検討に止まらず、授業の実際を教員間で相互に参観することで授業内容や方法に関しても意見交換を行っている。国際政策学部と人間福祉学部においても、同様の検討を始めている。また、アクティブラーニングとしての卒業研究論文・卒業ゼミを対象としたルーブリック評価法の開発に着手した。</li> </ul>
---	--

○総括的評価およびコメント

委員 評価	総括的コメント

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標  
 1 教育に関する目標  
 (2) 教育の実施体制等に関する目標

中期目標	より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み(ファカルティ・ディベロップメント活動)を引き続き積極的に進めるとともに、教員の教育活動を定期的、かつ、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。
------	--

- 小項目評価基準  
 IV: 年度計画を上回って実施している  
 III: 年度計画を順調に実施している  
 II: 年度計画を十分には実施していない  
 I: 年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない  
 ※記載する際は数字で構いません。
- 大項目(総括的)評価基準の目安  
 S: 特筆すべき進行状況にある(評価委員会が特に認める場合)  
 A: 計画どおり進んでいる(すべてIII~IV)  
 B: おおむね計画どおり進んでいる(III~IVの割合が9割以上)  
 C: やや遅れている(III~IVの割合が9割未満)  
 D: 重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合)  
 ※法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	自己評価
14	これまでの全学的なFDの実績を踏まえ、さらに課題別、テーマ別の研修会を新たに導入・実施するとともに、「大学コンソーシアムやまなし」等を通じて、広域ネットワークを活用した教職員のFDあるいはSDの組織化を実現する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍に対応した研修会も含めて課題別、テーマ別の全学FD・SD研修会を実施する。</li> <li>学修成果の可視化の一環として学生による授業評価を実施し、結果をホームページ等で公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍に伴うオンラインによる遠隔授業のための研修会について、前期授業の開始に向けて4月15日及び17日に実施するとともに、前期授業の対応状況や学生からの意見等を踏まえて、8月28日には後期授業に向けて研修会を実施した。また、6月25日には山梨大学の山縣教授を招いて「新型コロナウイルス感染を正しく理解する」と題する研修会を実施した。</li> <li>9月23日には国立研究開発法人科学技術振興機構の協力を得て「科研費の獲得と研究倫理に関する研修会」を、1月20日には文部科学省採択事業「VUCA時代の成長戦略を支える実践的プログラム」と山梨大学との合同研修である「データサイエンス・AI教育の現状と課題」に関する研修会を実施した。</li> <li>学生による授業評価については、オンラインによる遠隔授業を円滑かつ効果的に実施ことに注力するため、全学的な対応は行わないこととし、各学部において教科目毎に学習成果に関しての学生よりの評価を実施した。学生からは、「遠隔授業のため質問がしにくい、授業内容としては配布資料の工夫や分かりやすい説明があった」「前期授業よりも後期授業の方が改善が見られた」といった評価があった。</li> </ul>	III

委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント

『I-1-(2) 教育の実施体制等に関する目標』における特記事項

1 特色ある取組事項等 なし	3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果 (指摘事項) なし	2 未達成事項等 なし	(対応結果)
-------------------	--	----------------	--------

○総括的評価およびコメント

委員評価	総括的コメント

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標  
 1 教育に関する目標  
 (3) 学生の支援に関する目標

**中期目標**  
**ア 学習支援**  
 すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学習しやすい環境をつくるため、学習相談体制を整備するとともに、教職員と学生のコミュニケーションを促し、学生からの要望を反映させる体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。  
 すべての学生の自主的な学習を促進するための仕組みを一層充実させる。  
**イ 生活支援**  
 すべての学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図る。  
 経済的に困窮している学生の支援のため、経済的理由による授業料の減免等について一層の充実を図る。  
**ウ 就職支援**  
 すべての学生に対してキャリアサポートセンターを中心として、就職支援体制を強化することにより就職率(就職者数/就職希望者数)百パーセントを目指す。

○小項目評価基準  
 IV: 年度計画を上回って実施している  
 III: 年度計画を順調に実施している  
 II: 年度計画を十分には実施していない  
 I: 年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない  
 ※記載する際は数字で構いません。

○大項目(総括的)評価基準の目安  
 S: 特筆すべき進行状況にある(評価委員会が特に認める場合)  
 A: 計画どおり進んでいる(すべてIII~IV)  
 B: おおむね計画どおり進んでいる(III~IVの割合が9割以上)  
 C: やや遅れている(III~IVの割合が9割未満)  
 D: 重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合)  
 ※法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	自己評価
	<b>ア 学習支援</b>			
15	すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学習しやすい環境をつくるため、引き続き学習相談窓口を設けるなど、学習相談体制をさらに進展させるとともに、両キャンパスにおいて学生の自主的な学びと相談の場(ラーニングコモンズ)等を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生相談窓口、クラス担任制、チューター制度等を通じて、きめ細やかな相談・学習支援を行う。(No17参照)</li> <li>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、「新型コロナ」と言う。)による開館制限下で、学生が図書館内外で図書サービスを利用できる環境を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当年度は、新型コロナの感染拡大防止のため、前期・後期ともオンライン授業を中心に実施したことから、特にほとんど大学に来ていない1年生の精神面での不安を軽減するために、「お悩み相談Cafe」を立ち上げ、個別に不安や悩みを気軽に相談できる窓口を設置した(8月24日~9月30日 1人 10月1日~1月31日 1人)。また、少人数のオンライン座談会を開催し、本学卒業生の職員による学習相談や学生の意見を聞く場を設け、大学の雰囲気になじめない学生が個別相談しやすい環境を整えた(8月31日~9月16日に渡り計24回開催 参加人数:121人(2学部158人中))。</li> <li>学生同士のつながりを支援する取り組みとして、臨床心理士の協力を得て、全学生を対象としたオンラインイベント「県大ほっとカフェ」を開催(1月~3月に12回実施。参加者は延べ28人。)するとともに、学生の意見を参考に、上級生が新生生の相談に対面に対応する「学生生活相談会」を開催した(福祉コミュニティ学科の1年生が参加。対面13人、オンライン2人)。</li> <li>国際政策学部・人間福祉学部はクラス担任やゼミ担当教員が学生の相談窓口となり、看護学部では、各チューター教員全員がチューター学生への相談支援を行うほか、各チューターの2年生以上の学生が初めての学生生活に不安や心配がある1年生に対して相談相手となり、生活支援や学修支援を実施した。</li> <li>図書館休館中は、図書及び複写物の郵送サービスを行い、学生の学習援助を行った。</li> <li>電子図書を導入するとともに、外部からもデータベースが利用しやすいよう環境を整えた。</li> <li>当年度、消毒・換気を徹底した上で、ホームページにおいて利用時の注意点を周知し、Googleフォームを利用して6月から曜日指定・予約制入館を開始し、10月から毎日開館・予約制入館、12月から予約制を廃止し、入館時受付を行うなど、安心して図書館を利用できる体制を整備した。</li> </ul>	IV
16	学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナの感染状況を見ながら、可能な限り教員及び学生(自治会代表者)との対話を実施し、意見・要望等の実現を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当年度は、コロナ禍による学生の入構制限等のため、学生自治会長から新型コロナ対応についての要望を聴取するなどの対応を行った。コロナ禍のためアルバイト等ができなくなったことによる生活保障やオンライン環境の整備等の要望を受け、本学として、オンライン授業に使用するWi-FiルーターやPCの貸与、新たな減免措置、授業料の納付時期の3月繰り下げを行い、学生の学修・生活に対する支援を行った。</li> <li>学長が直接対面する場としては、9月には卒業する学生5人と話し合う場を設けることができ、コロナ禍における就職活動についての意見があったことから、キャリアサポートセンターにおいて、オンライン相談等、学生とのコミュニケーションの機会を増やすよう努めた。</li> </ul>	III

委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント

イ 生活支援		
17	すべての学生が安全にかつ安心してキャンパス生活を過ごすために、中期計画期間中に学生支援体制に係る情報や組織の一元化を目指すとともに、相談に適した環境整備を行い、学生に関する支援制度を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生健康管理システムへ健康診断、健康相談、健康調査等学生の健康情報データを蓄積し学生の健康管理に役立てるほか、心身の不調や希死念慮のある学生に対しては個別支援や居場所支援を行い、早期介入・支援に結びつける。</li> <li>・学生支援のための連携協議会において、学生支援に関する事例や最新情報を共有し、支援職員の資質向上を図る。(No15参照)</li> </ul>
18	経済的困窮者に対する授業料減免措置(定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率)を2%から4.4%以上に拡充して、意欲ある学生を経済的に支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生健康管理システムにデータを蓄積し、個々の健診結果や保健センター利用履歴等を活用して健康づくりを支援した。</li> <li>・全学生を対象に健康調査を実施(4月)、1年生および編入生を対象にこころの健康調査を実施(5月)した。結果、希死念慮があり対応を必要とした学生は計127名であった。本学の対応基準に基づき緊急度を判定し、電話もしくはZOOMによるリモート面接で状況を確認した。今後もカウンセリングによる継続支援が必要な学生は18名おり、定期的な支援を行った。</li> <li>・当年度は、保健センター、キャリアサポートセンター、学務課、池田事務室による連携協議会を計11回開催し、各部署の情報を共有して学生支援における選択肢を充実させるとともに、職員の支援スキルアップの向上を図った。</li> </ul>
19	経済的困窮者に対する授業料減免措置(定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率)を2%から4.4%以上に拡充して、意欲ある学生を経済的に支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の高等教育の修学支援新制度に基づき、意欲ある学生への経済的支援として授業料等減免を適正に実施し、授業料減免比率5%以上を維持する。また、留学生の入学料減免制度を実施することで、優秀かつ経済的に入学料の納入が困難な留学生の支援を行う。</li> <li>・前期及び後期授業料について、次のとおり学生の授業料減免を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①国の高等教育の修学支援新制度に該当する学生に対し授業料減免を実施(減免者数延べ257名、減免比率は9.5%)</li> <li>②経過措置として国の高等教育の修学支援新制度の対象とならないが本学独自の減免制度の対象となる2年生以上の学生に対し減免を実施(減免者数延べ29名)</li> </ul> </li> <li>・後期授業料については、新型コロナの影響により収入が減少した世帯の学生に対する新たな減免措置を実施し、申請者全員に対し、授業料の4分の1の減額を実施した(13名)。</li> <li>・留学生の入学料の減免については、受験したが、合格者がいなかったため、当年度は該当がなかった。</li> </ul>


ウ 就職支援		
19	個々の能力・適性に応じた就職が可能となるよう、すべての学生に対して、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的にを行い、就職率(就職者数/就職希望者数)百パーセントを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続きキャリア教育の体系化の方針に基づき、科目担当教員、キャリアサポートセンタースタッフ及び未来計画研究社(※)との連携により、1～3年次までの関連授業を実施する。(No30参照)</li> <li>・キャリアポートフォリオの利用を国際政策学部で実施する。これにより、学生生活における個々人の活動状況を蓄積し、キャリアサポートセンター、ゼミ・担任教員および外部機関による個別支援の強化に取り組む。(No36参照)</li> <li>(※)未来計画研究社とは、県内の大学が連携し、実践的な教育を行うための新たな学びのコミュニティであり、事務局は山梨大学地域未来創造センター内にある</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来計画研究社開催の「やまなし JIBUN Designワークショップ」(やまなし未来創造教育プログラム)は新型コロナの影響で中止となった。しかし「ミニ合同企業ガイダンス」(県内企業計8社参加)を、「やまなし未来創造教育プログラム」としてオンラインで開催し、看護学部と国際政策学部の学生が参加した(本学からの2020年度「やまなし未来創造教育プログラム」の参加者数82名、「ミニ合同企業ガイダンス」5名)。</li> <li>・キャリアポートフォリオについては、国際政策学部の1～4年の約40名を対象とし、全学年に広げて実施した。作成にあたり学生の負担が大きいなど利用上の課題が明らかとなったため、今後さらに学生が就活で使いやすくなるよう検証を進めている。</li> <li>・キャリア教育をより充実させるため、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」の科目について、令和3年度カリキュラムより、配当年次を1～4年次に広げ、国際政策学部の学生については選択必修とすることとした。</li> </ul>	


『I-1-3 学生の支援に関する目標』における特記事項

<p>1 特色ある取組事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生を対象としたオンライン座談会を企画し、開催した。オンライン座談会の取り組みは、文部科学省にコロナ禍の中で学生の理解・納得を得るための大学の工夫例として取り上げられた。オンライン座談会をきっかけにして、学内の臨床心理士と協力し、テーマ別イベント(県大ホットカフェ)を企画し、継続的に実施した。</li> </ul> <p>2 未達成事項等</p> <p>なし</p>	<p>3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果</p> <p>(指摘事項) なし</p> <p>(対応結果)</p>
--	--

○総括的評価およびコメント

委員評価	総括的コメント

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標  
 2 研究に関する目標  
 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組む。 各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保し、地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会への還元に努める。
------	--

- 小項目評価基準  
 IV: 年度計画を上回って実施している  
 III: 年度計画を順調に実施している  
 II: 年度計画を十分には実施していない  
 I: 年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない  
 ※記載する際は数字で構いません。
- 大項目(総括的)評価基準の目安  
 S: 特筆すべき進行状況にある(評価委員会が特に認める場合)  
 A: 計画どおり進んでいる(すべてIII~IV)  
 B: おおむね計画どおり進んでいる(III~IVの割合が9割以上)  
 C: やや遅れている(III~IVの割合が9割未満)  
 D: 重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合)

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	自己評価
20	「大学が地域を変える、社会を変える」の方針のもと、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究を推進し、その成果を公表する。 また、学外委員を含めた研究評価委員会を設置し、組織的な研究成果を評価する。	・コロナ禍の影響を勘案しつつ、山梨県が進める農福連携事業の研究を含め、地域課題の解決のための研究成果をホームページ等で積極的に発信する。	・農福連携調査は7月に一度県農業大学校、福祉施設と令和元年度の振り返りと令和2年度計画について打ち合わせを実施した。10月1日に両機関の了解のもと月1回のペースで実施する予定であったが、県立大学の学生はサークル活動の禁止を踏まえ調査には参加しないこととした。その一方、令和元年度の調査結果については、令和2年度人間福祉学部研究紀要に報告書としてまとめ、公表した。	III

委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント

『I-2-(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標』における特記事項

1 特色ある取組事項等 なし	(対応結果) ・従前は、地域の現代的ニーズを踏まえた課題解決につながる研究等を各教員から募集し、地域研究交流センターが、COC+及び地方と東京圏大学生対流促進事業等の地域課題解決型教育プログラムを通して、重点的に取り組む研究テーマを選定していたが、他の教員の研究意欲とマッチしないこと等が多く、チームとしての研究体制が取れないことが課題となっていた。 ・このため、当年度は、研究テーマの選定から研究体制の構築まで一貫して地域研究交流センターにおいて支援することとし、この結果、学部横断的チーム体制のもと、2チーム(継続1 新規1)による研究が行われた。
2 未達成事項等 なし	
3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果 (指摘事項) ・公立大学の意義を踏まえ、「地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究」の実施・成果公表に向け、より積極的な対応が求められる。	

○総括的評価およびコメント

委員評価	総括的コメント

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 2 研究に関する目標 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標
---

中期目標	ア 研究実施体制等の整備 社会的、地域的に要請の高い研究や学術的に重要性の高い研究等の中から重点研究課題を選定し、当該選定課題に対し、研究費の重点的配分等、弾力的な研究実施体制を確保する。目指すべき研究水準及び研究成果が達成できるよう柔軟に研究者を配置するとともに、民間企業や地方自治体等との研究者交流を進める。 分野の違いを越えて取り組む独創的なプロジェクト研究を育成、推進する。 研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を充実させる。多様なニーズに応える研究を支援するための組織や仕組みを整備するとともに、外部の競争的研究資金を獲得するための支援体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。 イ 研究活動の評価及び改善 研究の経過や成果などの研究活動を評価し、評価情報を公表する体制とともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを、維持し、随時見直し、及び改善を図る。
------	---

- 小項目評価基準  
 IV: 年度計画を上回って実施している  
 III: 年度計画を順調に実施している  
 II: 年度計画を十分には実施していない  
 I: 年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない  
 ※記載する際は数字で構いません。
- 大項目(総括的)評価基準の目安  
 S: 特筆すべき進行状況にある(評価委員会が特に認める場合)  
 A: 計画どおり進んでいる(すべてIII~IV)  
 B: おおむね計画どおり進んでいる(III~IVの割合が9割以上)  
 C: やや遅れている(III~IVの割合が9割未満)  
 D: 重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合)  
 ※法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	自己評価
<b>ア 研究実施体制等の整備</b>				
21	強力かつ効率的な地域研究拠点を形成するために、COC事業の終了時には既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターを統合するとともに、学外委員も含めて地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に選定し、実施する。	・地域研究事業は従来の共同研究及び令和元年度からの継続案件、令和2年度からの新規案件、計2件の重点テーマ研究を推進する。	・共同研究について、地域の課題解決につながる研究等を学内で募集し、3件の研究を実施した。  ・2件の重点テーマ研究について、新型コロナの影響で当初計画どおりの進行が困難であることから、それぞれ研究期間を1年間延長し、当年度分については計画を縮小しながらも、調査内容や調査方法の検討、地域住民と現状の課題をどのように研究につなげるか協議した。  ・重点テーマ研究の進捗状況は次のとおり。 ①「穴切地区をモデルとした持続可能なコミュニティにつながる高齢者活動拠点構築—コロナ禍での高齢者活動拠点構築手法の検討—」(継続) 高齢者は新型コロナウイルスへの感染や重症化リスクが高く、活動によってクラスター等の危険が生じるため、拠点活動は行えなかった。オンライン研究会を2回行う中で、高齢者が外出できないコロナ禍の状況で孤立化をまねいており、より高齢者がつながる必要性が強くなっているという課題を確認した。 ②「多様な社会連携・協働の構築に関する研究」(新規) 本研究は、協働の場の構築をとおして共生社会を目指すものであることから、新型コロナウイルスの蔓延により、聞き取り調査や場の構築も極めて困難な状況であった。次年度から調査を開始できるよう、調査内容・対象・方法等について検討した。(NO.34参照)	III
22	研究倫理を保持するための管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、利益相反等に関する基本的な方針についても企画・立案し、実施する。	・研究倫理教育責任者のリーダーシップのもと、効果的な研究倫理に関する研修を実施するとともに、「利益相反マネジメントポリシー」及び「利益相反マネジメント規程」の適正な運用を行う。	・9月23日「公正な研究活動を推進するために」をテーマに研究倫理に関する研修会(全学FD・SD研修会)を開催した。コロナ禍のため急遽オンライン研修会に切り替え、科学技術振興機構(JST)による研究倫理教育映像教材を用いた参加型の研修会とした(No.24、25参照)。参加率は81.5%で前年度(82.1%)と同様高率であった。参加者には修了証書を交付し、欠席者には後日資料を配付、共有化を図った。  ・「利益相反マネジメントポリシー」及び「利益相反マネジメント規程」については、上記研修会において全教員に周知するとともに、学部の研究倫理審査において利益相反の有無を確認するなど、適正な運用を行った。	III
23	本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。	・No21に記載した「重点テーマ研究」により、地域課題解決に向けた学部横断型の大規模研究活動を着実に実施する。(No33参照)	・重点テーマ研究として「穴切地区をモデルとした持続可能なコミュニティにつながる高齢者活動拠点構築—コロナ禍での高齢者活動拠点構築手法の検討—」「多様な社会連携・協働の構築に関する研究」の2件を、各学部の関係者と調査内容や調査方法、地域住民と現状の課題について検討した。状況についてはNo.21参照。	III

委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント

24	<p>科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を継続する。</p>	<p>・引き続き、科学研究費の申請等に関する研修会の実施及び採択された申請書の閲覧コーナーを開設するとともに科研費以外の外部資金の公募についてのメール等での案内、ポスター掲示などの周知を行う。</p> <p>・教員の科研費申請を推進するために、獲得した教員の属する学部直接経費10%相当額を配分する取組を引き続き実施すると共に、科研費(基盤S・A・B・C)に不採択となった場合で、Aランクの教員に対する研究費奨励金制度を継続する。また、准教授までの若手教員を対象に科研費の申請書類添削サービス(基盤S・A・B・C、若手研究、挑戦的研究)を継続実施することで、教員の科研費獲得を支援する。(No.45参照)</p>	<p>・9月23日「科研費の獲得と研究倫理に関する研修会」をオンラインにて開催し、令和3年度科研費申請手続き等の説明を行った。当日参加率は81.5%であり、参加できなかった教員に対しては、後日資料配付などのフォローを行った。また、科研費以外の外部資金の公募情報は全教員へのメール配信及びポスター掲示等により速やかに周知を行い、延べ31件の外部資金情報提供を行った。</p> <p>・教員の科研費申請を推進するために、科研費を獲得した教員が属する学部直接経費の10%にあたる2,457千円を配分した。</p> <p>・科研費(基盤S・A・B・C)に不採択となった場合で、Aランクの教員に対する研究費奨励金制度を継続し、3件の該当があった(R1年度は4件)。また准教授までの若手教員を対象に科研費の申請書類添削サービス(基盤S・A・B・C、若手研究、挑戦的研究)を実施し、7名が利用し、3件の採択につながった(R1年度は9名利用、3件採択)。</p>	Ⅲ
----	---	--	---	---

--	--

イ 研究活動の評価及び改善

25	<p>教員の研究業績評価を定期的実施し、その結果を公表する。</p>	<p>・研究業績評価を含めた教員業績評価を行い、その結果を公表する。(No.26、41参照)</p>	<p>・引き続き、研究業績評価も含めた4分野(教育・研究・社会貢献・学内運営)の教員業績評価を実施し、最終評価結果(83名)を個人に通知すると共に、2月の教育研究審議会で結果を報告した。</p>	Ⅲ
26	<p>外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員に研究費の増額や学長表彰等のインセンティブを付与する。</p>	<p>・外部資金の獲得実績の他、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員へのインセンティブ(研究費、表彰等)を付与する。(No.41参照)</p>	<p>・教員の科研費申請を推進するために、科研費を獲得した教員が属する学部直接経費の10%にあたる2,457千円を配分した。(No.24参照)</p> <p>・教員業績評価結果も含めて、特に質の高い研究成果や研究業績を上げた教員7名の表彰を行った。(No.41参照)</p>	Ⅲ


I-2-(2) 研究実施体制等の整備に関する目標における特記事項

1 特色ある取組事項等 なし	<p>2 未達成事項等 なし</p> <p>3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果 (指摘事項) なし (対応結果)</p>
-------------------	---

○総括的评价およびコメント

委員評価	総括的コメント



I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標  
3 大学の国際化に関する目標

中期目標	国際教育研究センターを中心として、教育、研究その他大学運営全体について、国際的な協力・交流を積極的に進め、大学全体の国際化をすすめる。外国の大学等との国際交流協定の拡大などにより、海外留学や外国人留学生の受け入れなどについて、達成すべき具体的目標を定め、実施する。大学の国際化や教育内容の充実、研究水準の向上のため、外国の大学等との教育・学術交流や国際共同研究など教職員の国際交流を推進するとともに、外国人教員の比率を計画的に向上させる。
------	---

○小項目評価基準  
 IV: 年度計画を上回って実施している  
 III: 年度計画を順調に実施している  
 II: 年度計画を十分には実施していない  
 I: 年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない  
 ※記載する際は数字で構いません。

○大項目(総括的)評価基準の目安  
 S: 特筆すべき進行状況にある(評価委員会が特に認める場合)  
 A: 計画どおり進んでいる(すべてⅢ～Ⅳ)  
 B: おおむね計画どおり進んでいる(Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上)  
 C: やや遅れている(Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満)  
 D: 重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合)  
 ※法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	自己評価
27	国際政策学部内組織である国際教育研究センターについて、その実績を踏まえながら平成30年度を目途に全学組織化し、留学や海外研修に関する支援措置を拡充し、学生及び教職員の外国大学との交流を推進する。	学部や国際交流委員会等と連携しながら、国際教育研究センターの全学組織化を実現する。	国際教育研究センターの運営規程やセンター長選考規程の検討等を進め、当年度中には国際教育研究センターの全学組織化の設計が終了し、令和3年度から全学化をスタートさせた。	Ⅲ
28	中期計画期間中に交換留学協定校を8校以上に拡大させることなどにより、交換留学による海外留学と外国人留学生の受け入れ人数を倍増(12人)させる。	受入学生の拡大に伴い、宿舎の確保について山梨大学の留学生寮の活用について検討を行う。	交換留学生の宿舎については、後期の受け入れに向けて山梨大学と協議し、留学生寮うちの5部屋を確保することができた。	Ⅲ
29	クォーター制や秋入学制の導入などグローバルスタンダードに即した教育システムの改革について積極的に検討するとともに、外国人教員の比率(外国人教員数/専任教員数)を中期計画期間中に倍増(6.6%)させる。	外国人教員の比率(外国人教員数/専任教員数)の更なる増員を図る。	令和3年4月から人間福祉学部にて1名の外国人教員の採用を決定し、その比率は大学全体で8.7%(9名/103名)となった。	Ⅲ

委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント

『I-3-大学の国際化に関する目標』における特記事項

1 特色ある取組事項等 なし	3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果 (指摘事項) なし
2 未達成事項等 なし	(対応結果)

○総括的評価およびコメント

委員評価	総括的コメント

II 地域貢献等に関する目標

地域貢献の窓口である地域研究交流センター等を中心に、COC事業、COCプラス事業等の実施を踏まえ、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する取り組みを全学挙げて積極的に推進する。

1 社会人教育の充実に関する目標  
社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、必要ときにいつでも学ぶことのできる体制を整備し、観光その他県内産業で働く社会人のニーズに合致した公開講座や子育て支援者の養成講座の開催等をはじめ、資格取得にもつながる生涯学習支援やリカレント教育を積極的に行う。

2 地域との連携に関する目標  
山梨県や県内市町村、企業、NPO法人などとの主体的・組織的な連携を深め、交流を進めるとともに、少子高齢化、人口減少等を始めとした地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域と連携したプロジェクトを推進し、大学の知的資源を活用した支援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。  
また、地域の国際化や国際交流に係る活動を支援し、多文化共生の社会づくりに貢献する。

3 教育現場との連携に関する目標  
幼稚園、小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携を始めとする学校教育全体との連携を推進する。

4 地域への優秀な人材の供給に関する目標  
保健・医療・福祉の向上や地域振興など、社会の変化に応じて地域が抱える諸課題の解決に貢献できる優秀な人材を地域に供給するため、県内就職の促進に向けた取り組みを行う。  
国際政策学部、人間福祉学部については、卒業生の県内企業等への就職について、達成すべき具体的目標を定め、実施する。  
看護学部については、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上の県内医療機関等への就職を達成する。

- 小項目評価基準  
IV: 年度計画を上回って実施している  
III: 年度計画を順調に実施している  
II: 年度計画を十分には実施していない  
I: 年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない  
※記載する際は数字で構いません。
- 大項目(総括的)評価基準の目安  
S: 特筆すべき進行状況にある(評価委員会が特に認める場合)  
A: 計画どおり進んでいる(すべてIII~IV)  
B: おおむね計画どおり進んでいる(III~IVの割合が9割以上)  
C: やや遅れている(III~IVの割合が9割未満)  
D: 重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合)  
※法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	自己評価
30	地域研究交流センターの運営体制を充実強化するとともに、多様な地域課題に対応した学内外に対する組織的・協働的な教育プログラムや研究を計画的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「COC+」及び「地方と東京圏の大学生対流促進事業」は令和元年度で補助期間終了となったが、今後も実践型教育プログラムを全学的に継続的に実施していく。なお、実践型教育プログラムの確実な実施のために、地域研究交流センターが主体となった全学的な地域実践教育の実施体制を整備する。</li> <li>大学の地域連携に係る取組を学外へ周知するための報告書を作成するとともに、成果報告の場を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COC+の継続事業である「やまなし未来創造教育プログラム」については、前期は単位互換プログラムへの参加を見合わせ、後期から再開し、本学では延べ572名が履修した。</li> <li>「対流促進事業」では6つの事業について、コロナ禍の状況を確認しながら可能な範囲での地域実践を実施し、2月にはオンラインによる報告会を実施した(本学の参加者延べ40名)。令和元年度で内閣府の補助金は終了となったが、本学と拓殖大学の自己負担により継続している。</li> <li>人口減少又は、首都圏への流出による人材不足に対し、県内企業等のニーズに応じた人材育成を行うため、文科省補助事業「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」に応募し、採択を受けた(事業期間:令和2~6年度、補助額計178,303千円)。この事業実施を通じた地域実践教育の充実に向け、学部横断での地方創生機構の設立や事業コーディネーターなどの採用、学内設備の整備を行った。また、令和3年度開設科目の準備やシンポジウムの開催、冊子の発行を行った。(No.32参照)</li> <li>大学の地域連携に係るこれまでの取り組みを総括し「山梨県立大学note」に掲載した。また、3月に開学から15周年の節目を迎えた地域研究交流センターの歩みを振り返りつつ、今後の連携のあり方を地域の方々と一緒に考えることを目的とした地域研究交流フォーラムをオンラインで実施し、91名の参加があった。</li> </ul>	IV

委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント

31	<p>看護実践開発研究センターにおいて、認定看護師の需要を見極めながら、その育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供する。</p>	<p>・現行課程における認定看護師の育成・支援を継続実施する。現行課程の受講状況を総合的に考慮しつつ、新認定看護師課程に関する移行の可能性について情報収集を行う。</p> <p>・看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センター機能を活かした特色ある独自のプログラムの開発と提供、ならびに看護職者のための継続教育に係る委託事業を企画・実施する。</p>	<p>・日本看護協会認定部との連絡調整を図り、また全国の認定教育機関の開講状況を調査した上で、6月開講を2か月順延し認知症看護認定看護師教育課程を対面方式で開講し、7期生29名(復学者2名を含む)が令和3年2月26日修了した。</p> <p>・認定看護師教育課程の修了生に対して、コロナ禍のため、対面方式からリモートによる研修に切り替え、認定看護師の継続支援を行った。</p> <p>・当年度から日本看護協会において特定行為研修を組み込んだ新認定看護師教育課程が開始(現行教育課程の継続は令和8年度まで)されたため、新認定看護師教育課程への移行の可能性を検討する調査を実施し、新認定看護師教育課程開講への期待度の高さと今後の方向性を明らかにした(認知症看護分野・緩和ケア分野の全国の教育機関25施設ならびに県内医療機関等の管理者113名、看護職者約1,000を対象)。</p> <p>・米国看護大学協会が開発し世界74カ国で開催されているELNEC-J in山梨を開催し、39名が受講した。</p> <p>・専門看護師の認定資格取得に向けたコンサルテーションを実施し、受講者6名のうち4名が認定資格試験に合格した。</p> <p>・看護の質向上のための研究支援事業を行い、看護師2名とグループ1件に対して研究指導を行い、1名は第35回日本がん看護学会学術集会での発表に至った。</p> <p>・平成28年度から松野かほる氏、望月弘子氏の寄附金を活用して看護研究費の助成を開始しており、緩和ケア分野の認定看護師1名に研究助成を行い、第26回日本緩和医療学会学術大会において研究成果を発表することとなった(テーマ:人生の最終段階にあるがん患者の在宅医療移行に対する看護支援の課題)。</p> <p>・山梨県からの委託事業として多施設合同研修と実地指導者研修を実施し、当年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため実施方法の一部変更等を余儀なくされたものの、それぞれ33名と18名の看護職員が研修を修了した。</p>	IV	
1 社会人教育の充実に関する目標					
32	<p>観光産業をはじめ、県民の社会人学び直し事業を制度化し、学内外の人材を活用した社会人教育の充実を図る。また、子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつながるリカレント教育を行う。</p>	<p>・社会人のより多様な要請に応えるため、県民の社会人学び直し事業(リカレント教育)の一環として、福祉・教育実践センターでの「卒後継続教育プログラム」をはじめ、山梨県を広く学ぶ観光講座・子育て支援者養成講座等各学部の特性を活かしたリカレント教育を行う。(No36参照)</p> <p>・山梨大学との大学間連携事業により同大学に新設に向けて検討している大学院教育プログラムを通じ、社会人教育のための制度設計を行う。</p>	<p>・地域研究交流センターが新規に企画したりカレント講座として「日本ワイン歴史マイスター」講座を10月から12月に全6回で実施した(参加者延べ49名)。また、「観光講座」を2月にオンラインで実施した(参加者延べ46名)。県からの受託事業である「子育て支援員研修」(参加者延べ1,198名)「やまなし市民後見人養成基礎講座」(参加者延べ153名)はそれぞれ予定どおり実施した。</p> <p>・山梨大学に地域実践型教育programを開設したことに伴い、今年度はリカレント教育を視野に入れた「山梨学Ⅰ」と「フューチャーサーチ」の2科目を新たに設置した。</p>	III	

2 地域との連携に関する目標				
33	<p>県や自治体、企業、各種団体などと連携し、地域のシンクタンクとしての役割を果たすために、地域課題をはじめ、国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供を積極的に行う。</p>	<p>・地域課題の解決に結び付けるために「地域研究交流フォーラム(仮)」等を通じ、地域の課題の把握及び研究成果の情報共有を行う。また、県が開設を目指す「やまなし地域づくり交流センター(仮称)」の運営について本学が蓄積してきた知見を活かして提案を行う。</p> <p>・地域課題に係る学内の取組について、大学ホームページやSNS を用いて分かりやすく情報発信を行うとともに、各種団体との具体的な連携活動を促進し、地域のシンクタンクとしての情報提供を進める。</p>	<p>・「地域研究交流フォーラム」をオンラインで3月に開催し、学内外の関係者や地域住民など参加者91名に対して、地域との教育・研究の連携窓口として、開学と同時に設立された地域研究交流センターの歩みを紹介した。さらに、参加者を通じて、大学の知識や情報の集積を生かせる場として、地域研究交流センターが気軽に地域住民に相談・活用されるよう周知が必要であるという課題を把握することができた。(No.30参照)</p> <p>・県が設置準備中の「やまなし地域づくり交流センター」は、設置が当初の予定より遅れたが、当年度中に県担当者との協議をし、センター運営に当たって大学が実施可能な事業等について提案を行い、令和3年度に開設するCOC+Rプログラムにおいて、センターと連携した教育が予定されている。今後、リカレント教育などの事業における連携を指定管理者と協議する予定である。</p> <p>・地域研究交流センター事業を中心とした地域関連の取り組みや県や市町村からの受託事業に関して、大学ホームページで24回、フェイスブックページで13回、「山梨県立大学note」で18回の情報発信を行った。他団体との連携としては、国際政策学部兼清准教授のゼミ活動において山梨県立美術館と文学館に関する情報発信を実施した。</p>	III
34	<p>産学官民の連携強化により、県内在住外国人のための日本語学習支援など地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。</p>	<p>・令和2年度新規重点テーマ研究である「多様な社会的連携の構築に関する研究:外国につながるのある住民が安心して暮らせる環境づくりに向けてによる学部横断的研究を通じ、多文化共生社会づくりに向けた方策を検討する。</p>	<p>・当年度新規重点テーマ研究である「多様な社会的連携・協働の構築に関する研究」において、本研究は、協働の場の構築をとおして共生社会を目指すものであることから、新型コロナウイルスの蔓延により、聞き取り調査や場の構築も極めて困難な状況であった。次年度から調査を開始できるよう、調査内容・対象・方法等について検討した。(NO.21参照)</p> <p>・COC+R事業において令和4年度より「医療・福祉・学校現場での国際化・多文化化対応人材育成」プログラムを開設することとし、県内在住外国人に対応できる人材を育成する教育内容の準備を進めた。</p>	III
3 教育現場との連携に関する目標				
35	<p>学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行う。また、出前授業や一日大学体験などを実施し、高大連携を推進する。山梨県及び国立大学法人山梨大学との連携協定に基づき設立した一般社団法人「大学アライアンスやまなし」の事業活動を展開するとともに、国において検討が進められている大学等連携推進法人(仮称)の全国初の認定を目指す。</p>	<p>・県内外の高校進路指導担当教員を対象とした大学説明会の開催、高校生による大学訪問の受入、大学教職員による高校訪問・進学説明、高校での出張模擬授業等を継続し、高大連携を推進する。</p> <p>・平成28年度に締結した身延高校及び甲府城西高校との連携協定に基づき、相互の交流・連携を通じて、高校教育・大学教育の活性化等を図るとともに、新規の高大連携についての取組の検討を行う。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年に比べ実施内容の変更や縮小を余儀なくされたものの、オンラインの活用やWebオープンキャンパスの実施などの代替手段を取り入れた。</p> <p>・大学説明会については7月31日に対面及びオンラインの同時配信により実施し、39校(対面22校、オンライン17校)が参加した。</p> <p>・大学教職員による進学説明、出張模擬授業等も同様に依頼件数が減少し、19件(昨年度58件)となったが、これまで参加を見送っていた遠方会場(福島以南～福井・滋賀・三重)への資料参加を積極的に行い、29会場(昨年度:21会場)で実施した。</p> <p>・その他、当年度は新たに「note」を用いたWebオープンキャンパスを開催し、入試情報や大学紹介の動画を掲載するとともに、在校生に関する記事を記載するなど、高校生により大学を身近に感じてもらう工夫を行った。</p> <p>・身延高校、甲府城西高校とはオンラインでの連携授業を実施した。身延高校では、「身延で暮らしたいあなたへ」というリーフレット作成に係る手法の授業を、甲府城西高校では「18歳選挙権」をテーマに授業を行った。また、北杜高校の総合的学習の授業に関して、新規に「地域の課題を捉える」というテーマのもと、SDGsとまちづくりを意識した授業を行った。</p>	III

4 地域への優秀な人材の供給に関する目標	
36	<p>県内外の12大学とともに、COC+事業の推進に取り組み、県をはじめとする19の参加自治体及び15の参加団体・法人などとの強固な連携のもと、県内、県外出身を問わず、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、ふれあいの場を数多く設けるなど、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、県内就職に関する情報提供や就職支援を行う。その結果として、中期計画期間中に国際政策学部においては県内就職率四十五パーセント以上を達成し、人間福祉学部においては、県内就職率五十パーセント以上を達成する。また、看護学部においては、中期計画期間中に県内就職率五十五パーセント以上を達成する。</p> <p>・キャリアコンサルタントによる個別指導、面接練習等学生に対し専門家の見地から幅広い就職支援を実施するほか、社会連携課を中心に、各種実践型教育プログラムや未来計画研究社の各種イベントへの参加を推進することを通じて、学生の地元企業への関心を高め、県内就職率の向上を図る。(No19参照)</p> <p>・自治体、保健・医療・福祉関連機関及び職能団体等の連携を強化するとともに、主要実習を通じて、学生の地元就職に向けた意識の醸成を図るほか、山梨経済同友会との連携協定に基づき、複数の授業科目で会員企業による講義を実施することにより、県内企業を理解する機会を設ける。(No32参照)</p>

IV	<p>・キャリアコンサルタントを10か月間配置(前期4月～7月、後期は10月～3月)した。また本学職員とコンサルタントを通じて、学生面談指導、エントリーシート添削等の就職支援を行った(延べ222名の学生が利用)。さらにコロナ禍拡大に対応するため、対面のほか、オンラインでの指導を強化した。面接対策用の動画も作成し、キャリアサポートセンターのclassroomに動画をアップロードし、学生がいつでも視聴できるよう改善を図った。</p> <p>・未来計画研究社の各種イベントについては、キャリアサポートセンターからのメールや関係する講義・ゼミなど多様な方法で周知を行った(2020年度参加学生82名)。なお当年度は、コロナウイルス感染拡大に伴い対面での説明が難しくなったため、社会連携課から全学生へ「やまなし未来創造教育プログラム」における「フューチャーサーチ説明会」や「他大学との単位互換制度」について、メールでの情報発信を強化した。併せて、「キャリアデザインI」などの関連する複数のオンライン授業を通して、教員から学生へ事例紹介を行い周知することで、本事業に対する参加促進を図った。</p> <p>・地元企業を知り、関心を高める機会として、地元企業・団体と学生が協働してプロジェクトを実施する授業科目「フューチャーサーチ」を実施した(期間8カ月、実施事業数27事業、本学履修者18名)。さらに履修者と企業との交流の機会として、Miraiプロジェクトマッチングイベント「未来計画研究社入社説明会」をオンラインで開催した(参加企業26社、実施事業数27件)。</p> <p>・新型コロナの影響で、前期授業科目である「インターンシップ」において実施する予定であった山梨県中小企業団体中央会との連携と山梨経済同友会の会員企業による講義は断念した。また、県内で就職が可能な企業等13団体を招聘した「学内企業ガイダンス」を12月14日～12月18日の期間でオンデマンド形式で開催し、21名の学生が視聴した。</p> <p>・令和3年3月31日現在の県内就職率は、国際政策学部32.4%(前年度27.3%)、人間福祉学部37.8%(前年度40.8%)、看護学部68.4%(53.2%)となり、全体としては増加傾向にある。なお、県内出身者の歩留まり率は、国際政策学部53.6%(前年度47.5%)、人間福祉学部66.7%(57.9%)、看護学部95.2%(79.3%)であり、大きく改善した。</p> <p>・文科省の採択を受けた「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」において、キャリアサポートセンター関係では、令和3年度の開設に向けて「地域しごと概論」「地域のチャレンジ1・2」「提案書作成のためのスキル」の4講座の準備を行い、キャリア関係科目の充実を図った。(No.32参照)</p>
----	---

『Ⅱ 地域貢献等に関する目標』における特記事項

1 特色ある取組事項等	2 未達成事項等
<p>・当年度、「VUCA時代の成長戦略を支える実践的教育プログラム」が文科省の重点補助事業に採択された(5年間の申請書ベースでの総額補助金1億7,830万円)。本事業の推進体制を確立するため、同年山梨県立大学地方創生機構を設置し、参加大学や事業協働機関と共に、従来の大学の枠を超えた地方創生に資する教育プログラムの構築に向けた協議を進めた。</p> <p>・令和3年度から実施する「観光高度化人材教育プログラム」と「地域づくり加速化人材育成プログラム」について、新たな講義を開設するため検討を行った(開設準備をした新規講座数計25講座/1年)。</p> <p>・キックオフイベントの開催やリーフレットの発行により学内外に本事業を周知した。</p> <p>・本事業の講座を開催するにあたり、飯田キャンパスC館に学生と社会人がともに学習可能な設備を導入した。それによりオンライン・対面のハイブリッド環境で、当年度に実施した試行プログラムの報告会や令和3年度開講プログラムの意見交換会を行った。</p>	<p>なし</p> <p>3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果</p> <p>(指摘事項) なし</p> <p>(対応結果) なし</p>

○総括的評価およびコメント	
委員評価	総括的コメント

Ⅲ 管理運営等に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標

中期目標	<p>(1) 運営体制の改善に関する目標 社会環境の変化等に対応して大学の機能を最大限発揮できるよう、理事長のリーダーシップの下で戦略的に大学をマネジメントできる、ガバナンス体制を整備する。</p> <p>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標 柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。 学外の人材や多様な任用方法の活用等により、専門性の高い人材を確保・育成するとともに、全学的な観点から適正に教職員等を配置し、組織の活性化を図る。 教育研究活動の活性化を図るため、教職員等の業績を適切に評価し、その結果を給与等に反映できる仕組みを構築する。</p> <p>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標 専門知識・能力を有する人材を確保・育成し、事務局機能の高度化、効率化を一層推進する。 職員の職務能力開発のための組織的な取り組み(スタッフ・ディベロップメント活動)を積極的に推進する。</p>
------	--

○小項目評価基準  
Ⅳ: 年度計画を上回って実施している  
Ⅲ: 年度計画を順調に実施している  
Ⅱ: 年度計画を十分には実施していない  
Ⅰ: 年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない  
※記載する際は数字で構いません。

○大項目(総括的)評価基準の目安  
S: 特筆すべき進行状況にある(評価委員会が特に認める場合)  
A: 計画どおり進んでいる(すべてⅢ～Ⅳ)  
B: おおむね計画どおり進んでいる(Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上)  
C: やや遅れている(Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満)  
D: 重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合)  
※法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	自己評価
<b>(1) 運営体制の改善に関する目標</b>				
37	理事長のリーダーシップの発揮と責任あるガバナンス体制の確立のため、理事長選考方法の見直しを行う。	・理事長選考会議が決定した新たな選考方法に基づき現理事長の任期満了に伴う理事長選考を実施し、新理事長候補者を決定する。	・「山梨県立大学理事長の選考及び解任等に関する規程」の一部改正など、新たな選考方法に基づき理事長選考を実施し、11月6日に新理事長候補者を決定した。	Ⅲ
38	理事長のリーダーシップの下で、ガバナンス機能を強化するために、両キャンパスの有機的連携を図りながら大学の戦略的運営のための補佐体制を整備する。	・公立大学協会が進めるガバナンス・コード及び文部科学省が策定した教学マネジメントの指針を参照し、本学で既に策定したガバナンス・コード及び教学マネジメント指針の見直しを図る。  ・山梨大学との新法人「大学アライアンスやまなし」の大学等連携推進法人(仮称、大臣認可)に向けた準備を行うとともに、学修者本位の教育の実現に向けた制度設計に取り組む。	・文部科学省の「教学マネジメント指針」(令和2年3月)を参照し、教育の成果や学修成果の可視化を進めるため、学外への公表項目を新たに規定した。 規定項目 ①学修成果(学士力)の可視化 ②学位の取得状況 ③学生の成長実感・満足度 ④卒業後の進路状況(就職率・進学率、就職先) ⑤修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率 ⑥学修時間 ⑦入学者選抜の状況(志願倍率、合格率、実質倍率) ⑧教員一人当たりの学生数 ⑨学事暦の柔軟化の状況 ⑩履修単位の登録上限設定(CAP制)の状況 ⑪授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容) ⑫早期卒業や大学院への飛び入学の状況 ⑬FD・SDの実施状況 ⑭日本人学生の海外渡航者数・比率  ・文部科学省が大学設置基準の一部改正等を行い、2月26日に改正省令等が施行されたことを受け、「大学アライアンスやまなし」から大学等連携推進法人の申請を行い、3月29日、全国初の大員認定を受けることができた。 ・この制度を活用し、令和3年度以降の入学者を対象に、山梨大学及び本学で53科目の連携開設科目(本学15科目)を教養科目として設置することで、学生に多様な選択肢を提供することが可能となった。	Ⅲ
<b>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標</b>				
39	全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。	・令和2年度の大学人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を実施する。	・新たに組織改革に結び付けた人事方針を策定・明示し、教員人事については、9月に若手教員1名を採用した他、令和3年度4月からの4名の若手教員(うち1名は外国人)を採用した。なお、採用人事は、ホームページやJREC-INを通じて原則公募制・複数選考制とし、公表した審査基準に基づき、他分野の教員を選考過程に加え選考を行った。  ・職員については、30歳代職員を経営企画課長とする若手登用人事を行った。	Ⅲ

委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント

40	組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、専門性の高い教員の確保に努めるとともに、大学運営全般に精通した事務局職員の育成のため適切な人事配置を行う。</li> <li>有期雇用職員については、研修等を通して育成に努める。また、適正な人事配置を行うために、人事評価制度の導入について、具体的な検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員については、各学部での審査を経て専門性を有する教員を採用し適所配置を進めた。職員については、年度当初に各部署の業務量や職員の適性、キャリアアップを考慮したジョブローテーションを行ったほか、山梨大学との人事交流を開始し、10月から本学事務職員1名を派遣した。</li> <li>有期雇用職員育成のため、連携協定に基づく山梨大学主催の職員研修や公立大学協会等の実施するオンライン研修への参加を促し、業務に関連する知識や技能の習得を図った。</li> <li>有期雇用職員の評価制度については、春の面接時に全職員に対して導入の趣旨を説明した後、山梨県や他大学における評価制度を参考として評価項目について検討を行い、評価を試行した。また、適正な評価を行うため、一次評価者を対象として人事評価に係るオンライン講座を受講させるとともに、人事評価実施要領を整備し、令和3年度から本格施行することとした。</li> </ul>	Ⅲ		
41	教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。また、職員についても、人事評価を実施し、その結果を給与等に反映する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員業績評価制度及び職員人事評価制度を継続実施し、その結果を昇給等へ反映させる。また、理事長表彰に関しては、コロナ禍の状況を勘案しながら、新たに職員についての表彰も検討するとともに、教員については評価領域のうちとくに地域貢献に顕著な業績を上げた教員についての表彰を実施する。(No26参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員業績評価制度を継続実施し、その結果を昇給に反映させた。1月にはコロナ禍により延期されていた、昨年度の優秀教員7名の表彰を実施した。また、地域・社会貢献に顕著な業績を上げた教員2名について、表彰を実施した。</li> <li>職員については、例年同様に「能力」と「業績」について評価を実施しており、能力評価の結果は令和3年1月1日の昇給に、業績評価は令和3年度の勤勉手当の成績率に反映させることとした。また、令和2年度の評価結果に基づき、令和3年5月に職員についての理事長表彰を実施することとした。</li> </ul>	Ⅲ		
<b>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標</b>						
42	採用計画に基づき、中期計画期間中に職員のプロパー化を進める。	引き続き、採用計画に基づき、事務局職員のプロパー職員化を進める。	採用計画に基づき、令和3年4月1日付け採用予定のプロパー職員2名(1名は定年退職者の補充)について、9月下旬に書類選考を、10月に1次試験を、11月に2次試験を実施した。最終的に、自己都合退職者2名分も含め、4名の採用を決定した。	Ⅲ		
43	効率的・合理的な事務執行のため、課長会議の場を活用して、随時事務組織及び業務分担の見直しについて検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務負担の軽減と大学運営の効率化、ペーパーレス化等を実現するため、既存システムの見直しや新型コロナウイルス対応も見据えた新たなシステムの導入、連携団体である山梨大学との共同調達等の新たな取組を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与明細書電子化を進め、9月に理事及び事務局職員への試行を行い、10月以降本格実施するとともに、非常勤講師などに実施範囲を拡大した。また、7月には法人の代表者に係る電子証明書を取得し、社会保険手続きや所得税・住民税納付などの各種行政届出事務手続きを電子化した。</li> <li>教育研究審議会を新型コロナウイルス対応も併せてWeb会議形式とし、一部資料を除いてペーパーレス化を行っている。</li> <li>山梨大学との共同調達に向けた物品等の選定作業を実施し、令和3年度から新たにトイレペーパー、乾電池、封筒について共同調達を開始することとなった。</li> </ul>	Ⅲ		
44	プロパー職員のキャリアパスを策定するとともに、学内外の研修への参加、他大学と連携したネットワーク型SDを活用した体系的で実践的な研修制度を構築し、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの状況を見据えつつ、公立大学協会や山梨大学、山梨県が主催する研修へ職員を派遣(オンライン研修・Web受講含む)するとともに、職員が自発的に自己啓発に取組む環境を整え、大学運営に関する専門的知識を備え、業務の高度化に対応できる人材を育成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響から、職員のWebやオンライン研修等による人材育成を進めた。なお、今年度は、プロパー職員の自主研修について、3件(精神保健調査結果の研究、時間割作成システム検討、防災協定策定検討)が実施された。</li> </ul>	Ⅲ		

『Ⅲ-1 業務運営の改善及び効率化に関する目標』等における特記事項

1 特色ある取組事項等 なし	3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果 (指摘事項) なし
2 未達成事項等 なし	(対応結果)

○総括的評価およびコメント

委員評価	総括的コメント

Ⅲ 管理運営等に関する目標  
2 財務内容の改善に関する目標

中期目標	(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充等、自己収入の増加のための組織的な活動に取り組む。
	(2) 学費の確保に関する目標 運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充等、自己収入の増加のための組織的な活動に取り組む。
	(3) 経費の抑制に関する目標 予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化などを進めるとともに、教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化等を進め、経費の抑制を図る。
	(4) 資産の運用管理の改善に関する目標 全学的かつ経営的視点から、施設・設備等の効率的活用を進めるとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。

○小項目評価基準  
 IV: 年度計画を上回って実施している  
 III: 年度計画を順調に実施している  
 II: 年度計画を十分には実施していない  
 I: 年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない  
 ※記載する際は数字で構いません。

○大項目(総括的)評価基準の目安  
 S: 特筆すべき進行状況にある(評価委員会が特に認める場合)  
 A: 計画どおり進んでいる(すべてⅢ～Ⅳ)  
 B: おおむね計画どおり進んでいる(Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上)  
 C: やや遅れている(Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満)  
 D: 重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合)  
 ※法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	自己評価
<b>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</b>				
45	科学研究費補助金への申請率を向上させ、またより大型の研究プロジェクトへの申請を奨励することにより、全体の採択件数及び獲得額の増加を図る。中期計画期間中に、申請件数95件、採択件数45件を目指す。	・科研費獲得に関する研修会、間接経費の学部への一部配分、奨励金、申請書類添削サービス導入等による申請件数・採択件数増加を図る。(No24参照)	・科研費の申請や採択件数の増加に向けた取組の結果、当年度は申請件数129件、採択件数86件となった(当該件数は、中期計画の目標件数と同様に研究代表者及び分担者としての延べ申請数をカウント)。  ・古本募金については、図書館や公共施設へのチラシ配架等の効果もあり、本年度も含め、3年度続けて10万円以上の寄附を受けることができています。(平成30年度:130,247円、令和元年度:150,365円、令和2年度:135,567円)  ・文部科学省の補助事業である「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」に事業責任大学として申請し、全国の各大学等から申請のあった20件のうち、4件の採択事業に選定された。 ・本学の提案は「VUCA時代の成長戦略を支える実践的教育プログラム」と題し、参加大学や事業協働機関と共に、従来の大学の枠を超えた地方創生に資する教育プログラムを提供するものであり、5年間に渡り総額1億7,830万円の補助金を申請する計画となっている。	IV
<b>(2) 学費の確保に関する目標</b>				
46	授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。	・引き続き、国立大学及び公立大学の授業料等の金額設定について情報収集を行い、動向を把握する中で検討する。	・当年度は、新型コロナの影響により、経済的に困窮する学生に対して授業料減免等の支援策を講じており、授業料等の引き上げを行う状況にはなかった。引き続き、他の国公立大学の動向を注視していくこととした。	III
<b>(3) 経費の抑制に関する目標</b>				
47	管理的業務の一元化等によって経費の削減を実施する。	・連携協定を締結した山梨大学とコピー用紙や電気等の共同調達によって、経費の削減に努める。	・コピー用紙については、在庫が確保されていたため、年度内の調達実績はわずかであったが、電気については、8月から共同調達による新たな契約を開始し、3月までに2,696千円の経費節減が図られた。  ・山梨大学との共同調達に向けた物品等の選定作業を実施し、令和3年度から新たにトイレトーパー、乾電池、封筒について共同調達を開始することとなった。(No.43参照)	III

委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント



(4) 資産の運用管理の改善に関する目標			
48	施設・設備等の利用状況を適切に把握し、より効率的な活用を図るとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。	・施設・設備等の利用について、現状の課題を整理するとともに、改善策の検討を行う。  ・引き続き、金利の情勢、新型コロナの経済への影響等に留意しながら、運用有無について判断し、金利や余裕資金の状況に応じて運用を行う。	・コロナ禍にあっても、適切な感染対策を実施しつつ、効果的に施設を活用してもらえるよう検討し、感染症拡大防止対策を踏まえた「施設等の一時使用に関する取扱要領」を制定した。  ・新型コロナ対応に要する大学の経費負担や景気の先行きが見通せない状況であったことから、当年度は資金運用を見合わせることにした。
			Ⅲ

--	--

『Ⅲ-2 財務内容の改善に関する目標』における特記事項

1 特色ある取組事項等 なし	3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果 (指摘事項) なし
2 未達成事項等 なし	(対応結果)

○総括的評価およびコメント

委員評価	総括的コメント

Ⅲ 管理運営等に関する目標  
3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

中期目標	教育研究活動及び業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を速やかに公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。
------	---

- 小項目評価基準  
 IV: 年度計画を上回って実施している  
 III: 年度計画を順調に実施している  
 II: 年度計画を十分には実施していない  
 I: 年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない  
 ※記載する際は数字で構いません。
- 大項目(総括的)評価基準の目安  
 S: 特筆すべき進行状況にある(評価委員会が特に認める場合)  
 A: 計画どおり進んでいる(すべてⅢ～Ⅳ)  
 B: おおむね計画どおり進んでいる(Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上)  
 C: やや遅れている(Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満)  
 D: 重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合)  
 ※法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	自己評価
49	自己点検・評価システムの検証・見直しを実施し、法人経営と教学経営の双方の観点から自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表し、改善を図る。	自己点検・評価を継続実施するとともに、大学質保証委員会において、外部委員等の指摘事項に対して法人経営及び教学経営の両面からの改善計画を明確にし、その実現を図る。	自己点検・評価のためのデータの蓄積・整理を継続的に実施するとともに、外部委員等の指摘事項については、対応方法を検討し、処理状況や改善方針をとりまとめの上、経営審議会に報告を行った。	Ⅲ

委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント

『Ⅲ-3-自己点検に関する目標』における特記事項

1 特色ある取組事項等 なし	3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果 (指摘事項) ・監事機能の強化等による自己点検・評価の仕組みの構築が必要と考えられる。
2 未達成事項等 なし	(対応結果) ・学内で対応方法を検討し、次回令和7年度における認証評価を受審予定の大学教育質保証・評価センターが当年度に初めて認証評価を行うことから、その状況を参考として令和3年度において自己点検・評価の仕組みを構築することとし、令和3年度の年度計画に記載した。

○総括的評価およびコメント

委員評価	総括的コメント

Ⅲ 管理運営等に関する目標  
4 その他業務運営に関する目標

中期目標	(1) 情報公開等の推進に関する目標 公立大学法人としての社会への説明責任を果たし、広く県民の理解を得るため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行う。
	(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標 公立大学法人としての社会への説明責任を果たし、広く県民の理解を得るため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行う。
	(3) 安全管理等に関する目標 学内の安全と衛生の確保及び災害発生時など緊急時のリスク管理のための体制を整備するとともに、個人情報の保護など情報に関するセキュリティを確保する。
	(4) 社会的責任に関する目標 法令遵守の徹底と人権尊重や男女共同参画の推進、環境への配慮など、公立大学法人としての社会的責任を果たす体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。

○小項目評価基準  
 Ⅳ：年度計画を上回って実施している  
 Ⅲ：年度計画を順調に実施している  
 Ⅱ：年度計画を十分には実施していない  
 Ⅰ：年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない  
 ※記載する際は数字で構いません。

○大項目（総括的）評価基準の目安  
 S：特筆すべき進行状況にある（評価委員会が特に認める場合）  
 A：計画どおり進んでいる（すべてⅢ～Ⅳ）  
 B：おおむね計画どおり進んでいる（Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上）  
 C：やや遅れている（Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満）  
 D：重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）  
 ※法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	自己評価
<b>(1) 情報公開等の推進に関する目標</b>				
50	大学ポータルサイトに参加するとともに、地(知)の拠点整備事業等の成果を積極的に発信・提供する。	・本学の事業成果や教育実践内容に関する情報をホームページに情報更新した上で、大学ポータルサイトへのリンクにより本学の特色を社会へ広く情報発信していく。	・大学ポータルサイトは、ホームページとリンクできるようになっている。ホームページの更新による大学の情報発信に努めている。	Ⅲ
51	大学の広報体制を整備し、ホームページの内容の充実を図るとともに、大学の運営状況をはじめ教職員や学生の教育研究成果を国内外に積極的に発信・提供する。	・ホームページ情報を更新すると共にAR(拡張現実)を大学案内冊子に導入することで刷新し、分かりやすい広報活動を展開できるようにしていく。  ・大学案内冊子に設けるQRコードから大学ホームページへ誘導し、利用を促進させることで、大学の運営状況や教職員・学生の教育研究成果を国内外に積極的に発信する。(No10参照)	・ホームページ運用体制については、令和3年度から教員を含むチームを編成し、更新が無理なくできるよう、サイトデザインをスリム化していくこととした。  ・大学案内冊子にAR(拡張現実)を導入することにより、スマホアプリを介して飯田キャンパス、池田キャンパスそれぞれの紹介動画を視聴できるようにした。  ・大学案内冊子については、QRコードを新聞広告や学生募集ポスター等、すべての広報媒体に掲載し、様々な方法により大学情報にアクセスできるよう努めた。	Ⅲ
<b>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標</b>				
52	効果的・効率的な教育研究環境を維持するため、計画的に施設・設備の修繕を実施する。	・施設、設備の定期点検等の結果や平成30年度に策定した施設修繕計画を踏まえ、計画的な修繕を行うとともに、教職員・学生等の意見・要望等を反映させた施設整備、教育研究設備の充実を図る。  ・インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、年度末までに個別施設計画を策定する。	・飯田キャンパスでは、平成30年度に策定した施設修繕整備計画に基づくC館空調設備更新工事の他、突発的に発生したB館屋上漏水やB館ガス空調機冷却水温異常などの施設・設備の不具合個所について順次修繕することで、教育研究環境の向上を図った。  ・池田キャンパスでは、以前より課題となっていた4号館実習室の空調設備の整備や、講義室のプロジェクターの入替、講堂等の音響改善を行った。また、無線LANのアクセスポイントの整備を行い、コロナ禍における遠隔授業にも円滑に対応できるよう学習環境の充実を図った他、大学による地方創生人材教育プログラム構築事業を活用して、LL教室の整備を行った。  ・建築基準法に基づく定期調査及び各種定期検査と個別施設計画策定に必要な建物等の老朽化調査を行ったうえで、施設の計画的な維持管理・更新を図るため、これらの成果を基に3月に個別施設計画(長寿命化計画)を策定した。	Ⅲ
53	大学の施設等を大学の運営に支障のない範囲で地域社会に開放する。	・引き続き、大学運営に支障のない範囲で地元自治会等、学外に積極的に施設を開放し、地域の資源として、市民の学びの場や健康づくりの場として活用するなど、地域の人と人とを結びつける拠点として有効利用を図る。	・コロナ禍にあっても、適切な感染対策を実施しつつ、効果的に施設を活用してもらえるよう検討し、適切な感染防止対策を利用条件に加えた「施設等の一時使用に関する取扱要領」を制定した。	Ⅲ

委員評価	計画の進捗状況等に関するコメント

<b>(3) 安全管理等に関する目標</b>		
54	<p>学内の安全と衛生を確保するため、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。また、学内外の安全・安心な教育環境を確保するために、各種の災害、事件、事故に対する学外も含めたリスク管理を強化・充実するとともに、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施する。</p>	<p>・健康診断や健康相談、ストレスチェックによる高ストレス者の面接相談等を通して、教職員の健康の保持増進に取り組む。</p> <p>・令和2年1月から本格運用を開始した出退勤時刻記録システムを活用し、教職員の労働時間及び年次有給休暇の取得状況の把握に努めるとともに、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進について改善が図れるよう対策を講じる。</p>
	<p>・労働安全衛生法に基づき、定期健康診断の実施(4月、5月、12月)、人間ドック受診勧奨、健康相談(保健指導等)の実施を行い、教職員の疾病の早期発見、健康の保持増進に取り組んだ。</p> <p>・10月～11月にストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しては産業医面接を実施するとともに集団分析を行った。教職員の健康の保持増進、メンタルヘルス不調の早期発見・未然防止に努めた。</p> <p>・出退勤時刻記録システムの活用により、時間外勤務や休暇の申請及び承認などが電子化されたことで、休暇取得などの事務手続きや休暇取得日数などの集計処理が簡素化されるとともに、管理職による職員の勤務状況の適切な把握が可能となった。</p> <p>・また、労働の可視化が図られることになったことから、休暇の取得促進とともに個人情報の保護など情報セキュリティについても周知を図っていく。</p>	Ⅲ

--	--

<b>(4) 社会的責任に関する目標</b>		
55	<p>法令遵守、人権尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮などへの意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。</p>	<p>・引き続き、人権に関する研修を行うとともに、四半期ごとにハラスメント防止に係る情報をメール配信し、人権意識の向上を図る。また、令和元年度に見直しを行ったアンケートも継続して行い、ハラスメントのない良好な環境を維持するよう努める。</p> <p>・平成29年度から、人権委員会に相談員を2名増員して相談体制を強化するとともに、相談件数や対応状況を各学部教授会へ報告し、学内におけるハラスメントの実情についての周知及び対応促進を図っている。</p> <p>・当年度においては、人権委員会から、相談窓口などに関する情報を学生全員にメール配信し、ハラスメントを受けた場合の対処について啓発を行うとともに、教職員へのアンケートで、受けたという回答が多かったパワーハラスメントについて、厚生労働省の「パワーハラスメントオンライン研修講座」を受講してもらい、その防止と対応に向けての理解促進を図った。</p>
		Ⅲ

--	--

『Ⅲ-4 その他業務運営に関する目標』における特記事項

<p>1 特色ある取組事項等 なし</p> <p>2 未達成事項等 なし</p>	<p>3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果 (指摘事項) なし (対応結果)</p>
--	--

○総括的評価およびコメント

委員評価	総括的コメント